

彦根市公共施設等総合管理計画

(案)

平成 28 年 (2016 年) 2 月

彦 根 市

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の趣旨と計画期間 | 1 |
| 1 計画の趣旨 | 1 |
| 2 計画の期間 | 1 |
| 3 対象とする範囲 | 1 |
| 第2章 公共施設等の現況と将来の見通し | 3 |
| 1 公共建築物の状況 | 3 |
| (1) 延床面積の状況 | 3 |
| (2) 建築年度別の延床面積の状況 | 4 |
| (3) 耐震化整備の状況 | 5 |
| (4) 維持管理経費の状況 | 5 |
| 2 人口一人当たりの公共建築物延床面積 | 6 |
| 3 公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み | 8 |
| 4 都市基盤施設の状況 | 10 |
| (1) 都市基盤施設の概況 | 10 |
| (2) 主な都市基盤施設の状況 | 10 |
| (3) 都市基盤施設の更新と財政負担 | 14 |
| 5 文化財施設の状況 | 16 |
| 6 公共施設等の更新等に伴う将来負担 | 17 |
| 第3章 人口推計と財政状況の変化 | 18 |
| 1 人口の動向および将来の見通し | 18 |
| (1) 人口の動向 | 18 |
| (2) 将来人口 | 19 |
| 2 財政状況の変化 | 20 |
| (1) 歳入の状況 | 20 |
| (2) 歳出の状況 | 21 |
| (3) 財政の見通し | 22 |
| 第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 24 |
| 1 基本理念・基本目標 | 24 |
| 2 計画の体系 | 25 |
| 3 数値目標の設定 | 26 |
| (1) 総量見直しの考え方 | 26 |
| (2) 数値目標の設定 | 27 |
| 4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | 28 |
| (1) 公共建築物 | 28 |
| (2) 都市基盤施設 | 29 |
| (3) 文化財施設 | 29 |

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 5 | 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 30 |
| | (1) 公共建築物 | 31 |
| | (2) 都市基盤施設 | 37 |
| 第5章 | マネジメントの推進体制 | 39 |
| 1 | 情報管理および共有方策 | 39 |
| 2 | フォローアップの実施方針 | 39 |

第1章 計画の趣旨と計画期間

1 計画の趣旨

本市では、所有する公共施設等のうち、建物の4割以上が建築後30年以上経過しており、これから大量に更新^{※1}時期を迎えることから、これら施設の更新費用は今後大きな負担となることが予想されます。

一方で、財政状況については、平成27年度から学校給食センターの運用開始に伴うランニングコスト^{※2}が新たに発生しているほか、高い水準で推移している病院事業や下水道事業に対する繰出金^{※3}に加え、介護保険事業などに対する繰出金についても増加傾向にあります。さらに、大型の継続事業や今後着手が見込まれる大型の投資的事業も控えており、今後、ますます厳しいものとなることが予想されることから、施設サービスを現状のまま維持していくことは、困難な状況となっています。

今後、人口減少や少子高齢化^{※4}等により公共施設等の利用需要も変化していくことが予想され、地域社会の実情に合った将来のまちづくりの視点が求められます。

以上のことを踏まえ、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化^{※5}を検討するとともに、財源の確保や効率的、効果的な施設運営等によってコストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメント^{※6}を確立するための骨子となる公共施設等総合管理計画を策定します。

なお、本計画における「公共施設等」とは、本市が所有する施設で、学校、公営住宅、庁舎等の「公共建築物」、道路、橋りょう、上・下水道施設、公園などの「都市基盤施設」および「文化財施設」とします。

2 計画の期間

公共建築物の建替え時期を建築後およそ60年と仮定すると、本市では高度経済成長期^{※7}以降に整備された公共建築物の多くが平成47年度～平成57年度にかけて建替え時期(注)を迎えることから、公共建築物をはじめとする公共施設等のマネジメントが今後求められます。よって、平成28年度から平成57年度までの30年間を見通しつつ、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、10年を単位に計画を策定することとし、平成28年度から平成37年度までの10年を計画期間とします。

注：p.8 「公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み」参照

3 対象とする範囲

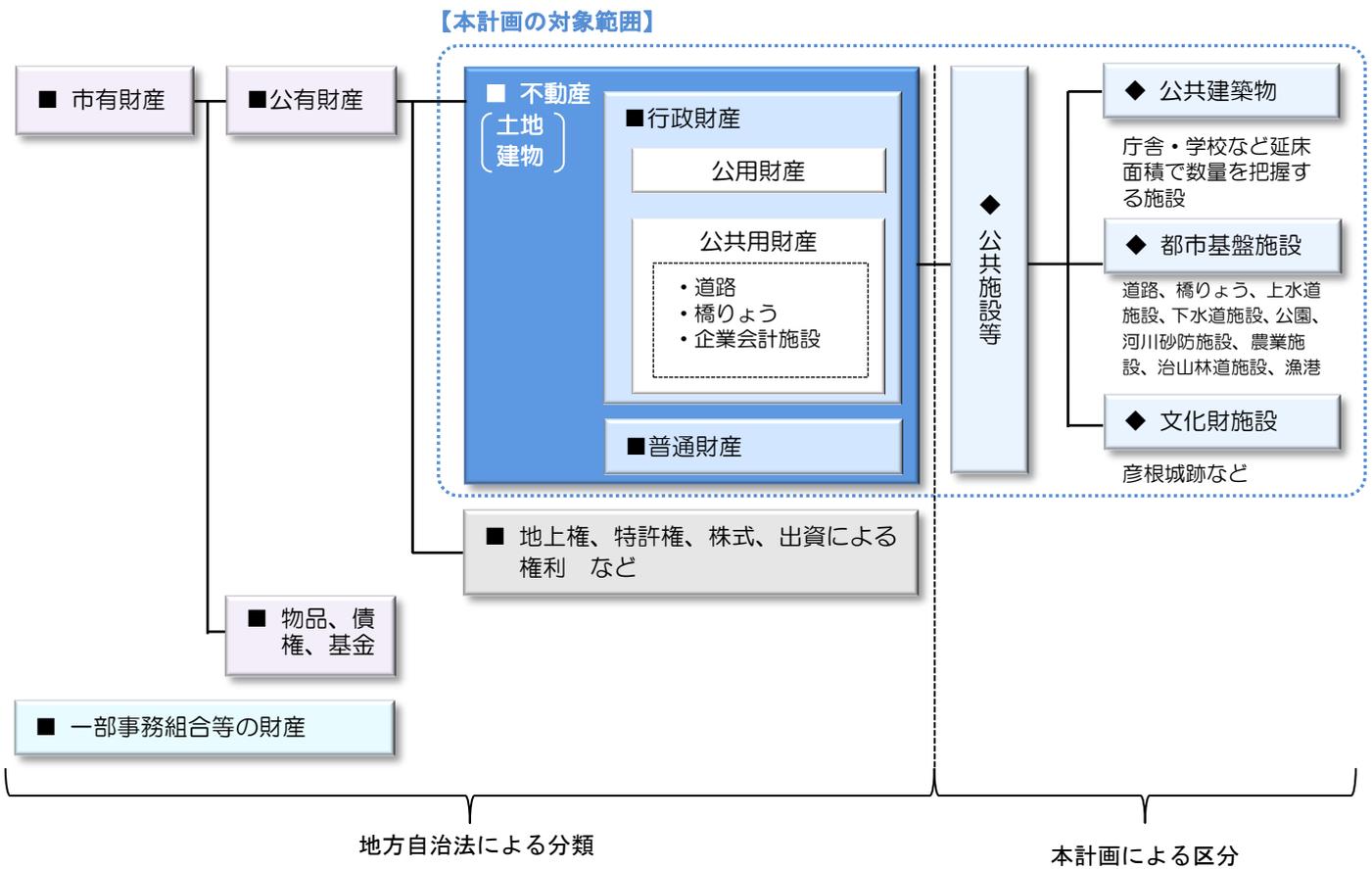
地方自治法上、地方公共団体が保有する財産は、公有財産・物品・債権・基金に分類されます。また、公有財産は、不動産(土地・建物)や地上権、特許権などに分類されます。

本計画では、公有財産のうち不動産(土地・建物)に属する行政財産(道路・橋りょうや企業会計施設を含む。)および普通財産を「公共施設等」として対象範囲にします。

なお、本計画では、「公共施設等」を庁舎・学校など延床面積^{※8}で数量を把握する「公共建築物」と、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの「都市基盤施設」および「文化財施設」に区分することとします。

※1-8 巻末資料「用語解説」参照

図 1-1 本計画の対象範囲



第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1 公共建築物の状況

(1) 延床面積の状況

平成26年度末時点で、公共建築物は198施設あります。これら施設の延床面積の合計は362,590㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が44.3%と最も多く、次いで医療施設が11.1%、公営住宅が10.8%、市民文化系施設が9.6%となっており、この4分類で全体の約3分の2以上を占めています。

図 2-1 公共建築物延床面積の割合

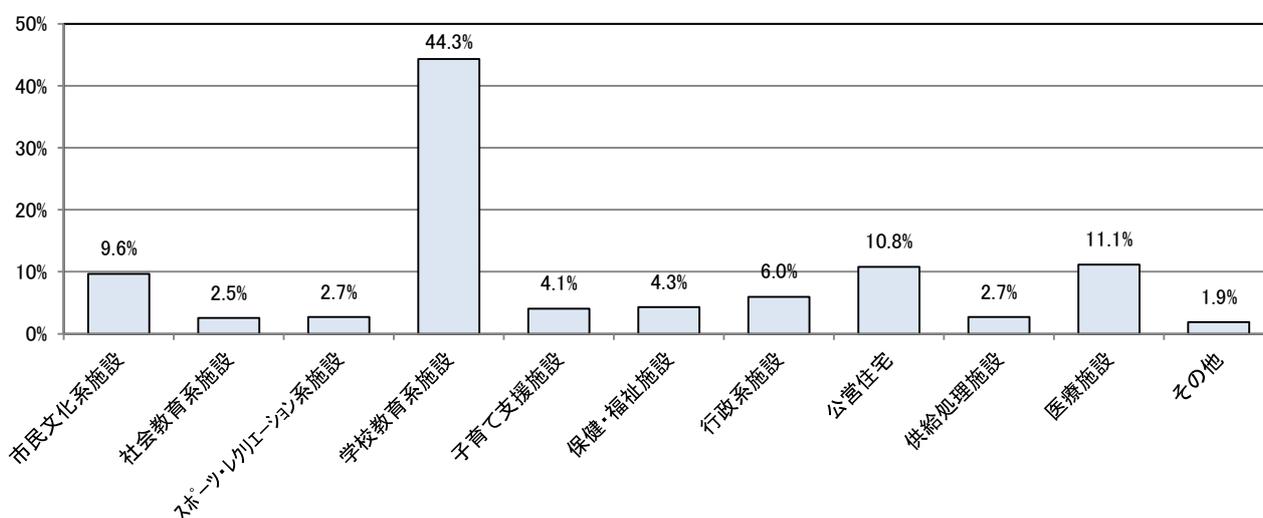


表 2-1 施設類型ごとの延床面積

| 大分類 | 施設数 | 延床面積 | 構成比 |
|------------------|-----|---------|-------|
| 市民文化系施設 | 15 | 34,984 | 9.6% |
| 社会教育系施設 | 6 | 9,180 | 2.5% |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 12 | 9,803 | 2.7% |
| 学校教育系施設 | 25 | 160,630 | 44.3% |
| 子育て支援施設 | 23 | 14,730 | 4.1% |
| 保健・福祉施設 | 18 | 15,587 | 4.3% |
| 行政系施設 | 42 | 21,621 | 6.0% |
| 公営住宅 | 29 | 39,039 | 10.8% |
| 供給処理施設 | 2 | 9,743 | 2.7% |
| 医療施設 | 2 | 40,415 | 11.1% |
| その他 | 24 | 6,858 | 1.9% |
| 総計 | 198 | 362,590 | 100% |

出典：公有財産台帳

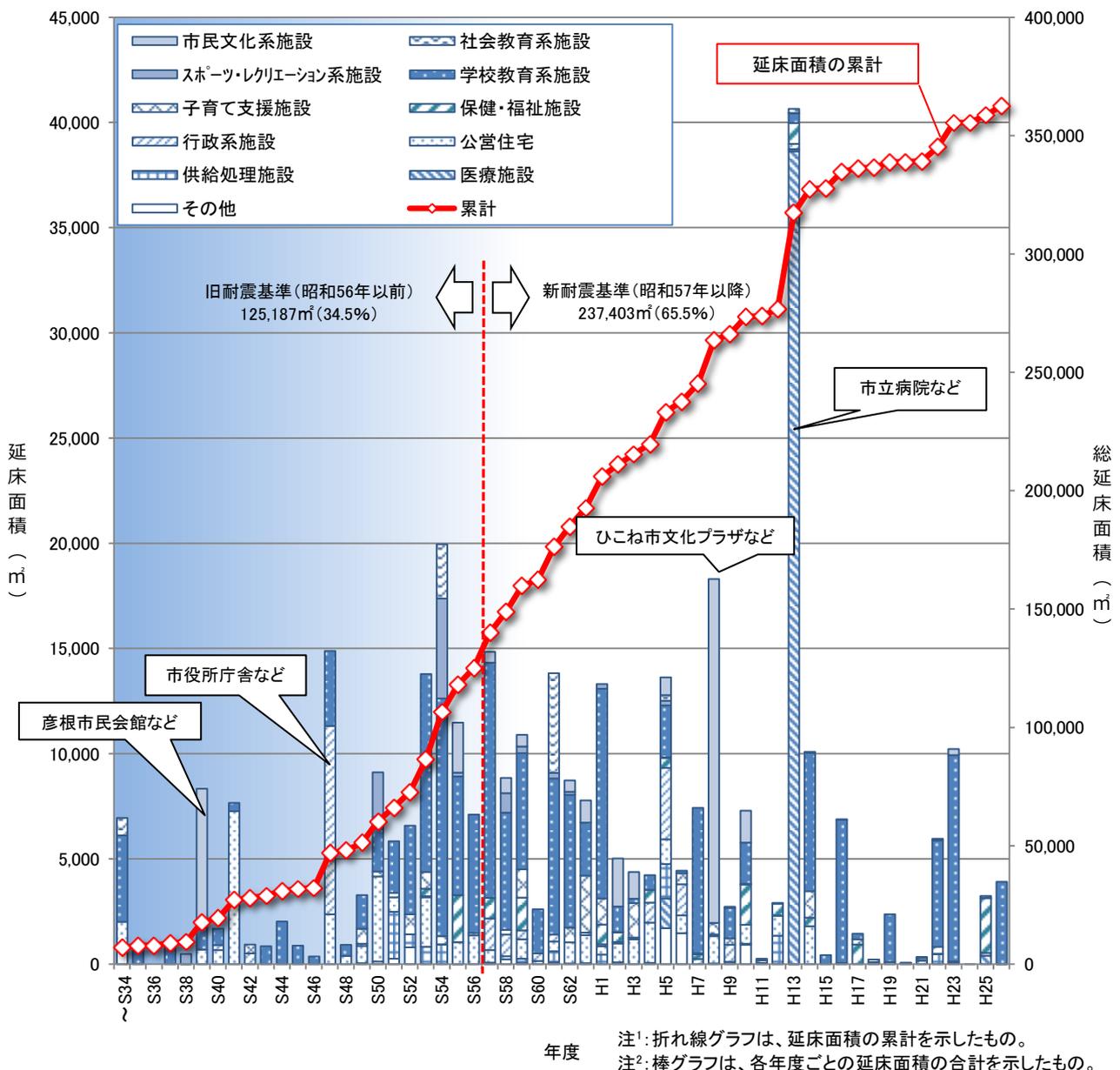
注：ここでは都市基盤施設および文化財施設は含んでいない。

(2) 建築年度別の延床面積の状況

建築年度別の延床面積の状況については、昭和50年度から平成元年度にかけて学校教育系施設を中心に公共建築物を集中的に整備してきました。その後は新たな整備はやや減少しますが、平成8年度にはひこね市文化プラザ、平成13年度には市立病院の整備によって、延床面積が大きく増加しています。公共施設の6割以上は建築基準法に基づく新耐震基準となった昭和57年度以降に建築されています。

また、平成26年度末現在において、全公共建築物の45%が建築から30年以上、68%が建築から20年以上経過しています。現状のまま推移すると築30年以上の建物の割合は、10年後には68%、20年後には85%にまで増加することとなり、これら老朽化^{※9}した公共建築物に対し、今後、多額の維持補修費や更新費用が必要となることが見込まれます。

図 2-2 建築年度別の延床面積の状況



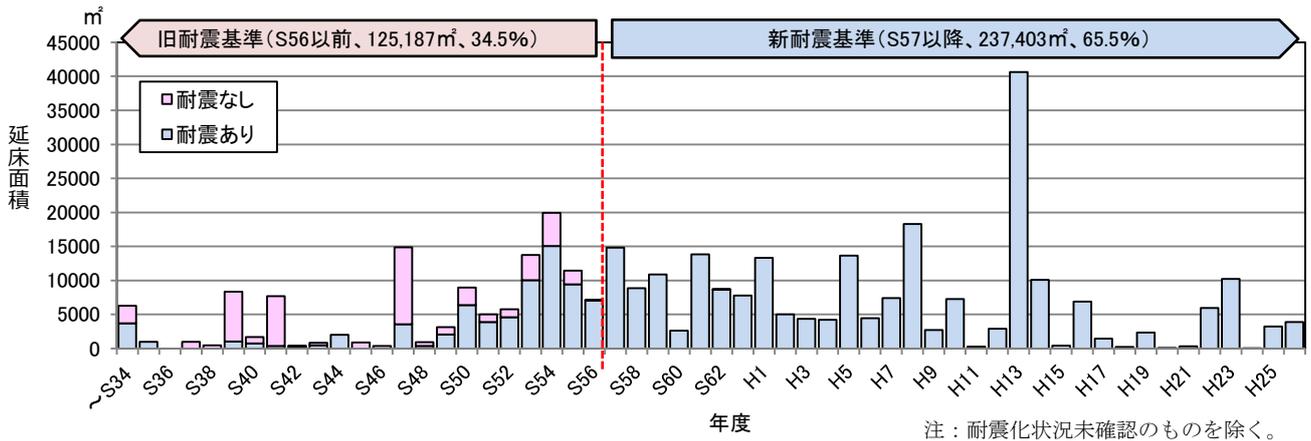
※9 巻末資料「用語解説」参照

(3) 耐震化整備の状況

公共建築物のうち、全体の65.5%が新耐震基準によるもの、残りの34.5%が旧耐震基準によるものとなっています。また、旧耐震基準の施設のうち耐震化整備未実施の施設は公共建築物全体の約14%となっています。

今後も引き続き使用することが不可欠な施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を順次実施していく必要があります。

図 2-3 年別延床面積における耐震化の状況



(4) 維持管理経費の状況

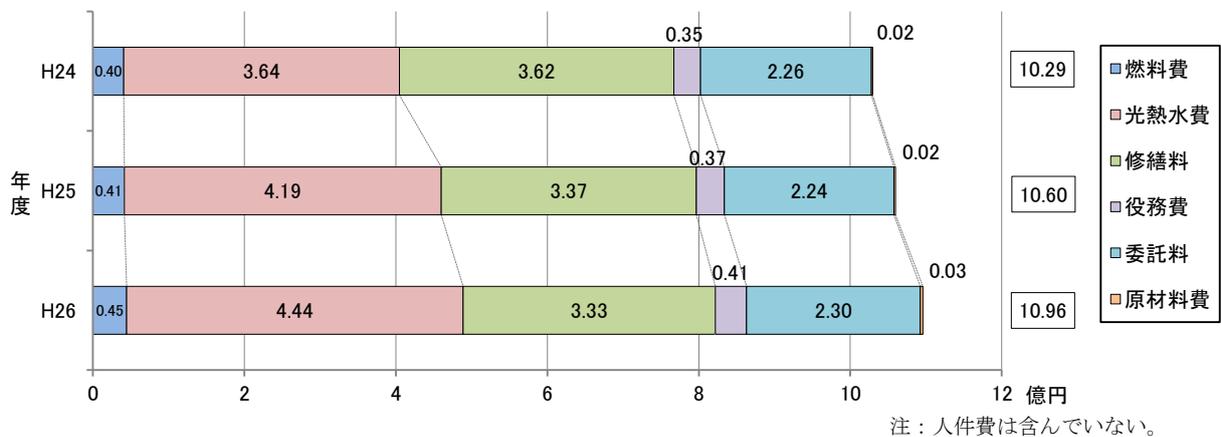
普通会計^{※10}決算における公共建築物の維持管理経費（平成26年度末時点）は合計約10.9億円となっています。

過去3年間の維持管理経費の推移をみると、東日本大震災や円安による原燃料の輸入価格上昇の影響で、電気代が値上がりしていることなどから、「光熱水費」が増加傾向にあるため、全体として総額が押し上げられています。

さらに、施設の管理に係る人件費が、平成26年度で約8.5億円かかっており、これを含めると、平成26年度の維持管理経費の合計は約19.4億円となります。

今後もコスト意識を心がけ、管理運営方法の見直しなどの取組をより一層進める必要があります。

図2-4 年度別の維持管理経費（平成24~26年度決算より）



※10 巻末資料「用語解説」参照

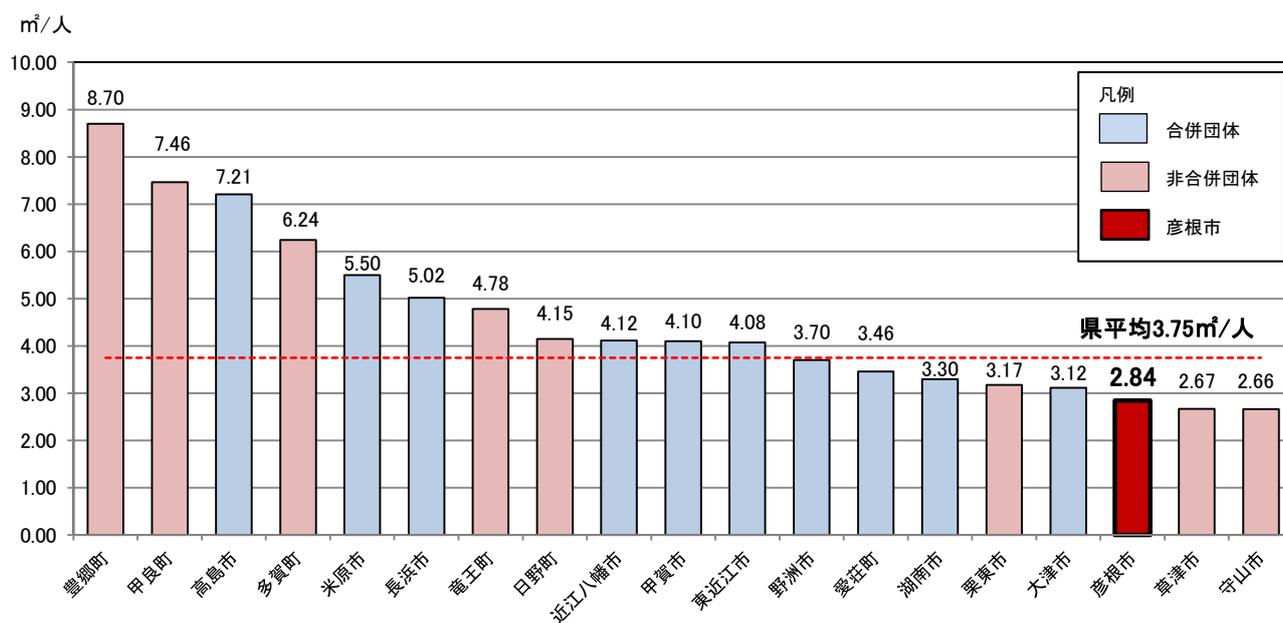
2 人口一人当たりの公共建築物延床面積

総務省が調査した公共施設状況調経年比較表のデータを用いて、他都市との比較を行ったところ、本市が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「市民一人当たりの延床面積」は2.84㎡となっています。総務省の調査による滋賀県の人口一人当たりの延床面積の平均値は3.75㎡、類似団体における平均では3.35㎡となっており、いずれの値と比較しても低い状況にあります。

全体の傾向としては、平成の市町村合併を行った団体（以下「合併団体」という。）は平均値より高く、平成の市町村合併を行わなかった団体（以下「非合併団体」という。）は低い傾向にあります。これは、合併前に各々で自己完結的に公共施設の整備が進められたことにより、合併後、利用者と同じくする施設が重複し、競合状態となっているためであると考えられます。実際に類似団体の市民一人当たりの延床面積を比較すると本市は平均以下ですが、非合併団体の中で比べると平均を上回っており、決して施設総量が少ないわけではありません。

今後、厳しい財政状況が続く中で、老朽化した施設に対する更新費等の財源を確保することは厳しくなると予想されます。市民が安全に施設を利用できるよう適正に管理していくために、総量削減や再編は避けて通れない課題です。

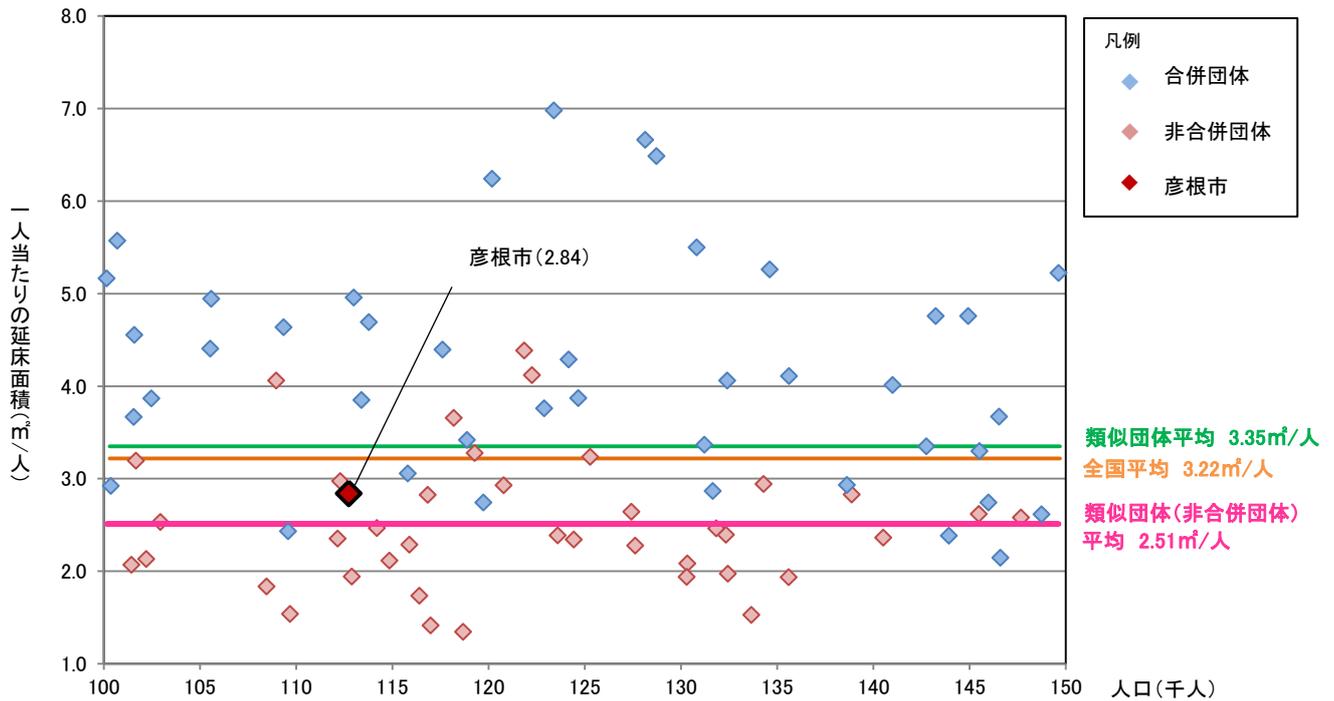
図 2-5 県内各市町の人口一人当たり公共建築物延床面積（平成 24 年度）



資料：公共施設状況調経年比較表（市町村経年比較表・平成 25 年 3 月末現在）（総務省）より集計。

注：類似団体との比較を行うため、公表されている平成 24 年度末時点での数値を用いたもの。

図 2-6 類似団体の人口一人当たり公共建築物延床面積（平成 24 年度）



資料：公共施設状況調経年比較表（市町村経年比較表・平成25年3月末現在）（総務省）より集計。
 全国平均値は、公共施設および都市基盤施設の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課）。

類似団体（非合併）平均値は「類似団体（非合併）の合計延床面積」÷「類似団体（非合併）の合計人口」。

注：人口は、住民基本台帳（H26.1.1）による。

注：類似団体とは、人口10万人以上15万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の団体をいう（総務省）。

注：類似団体との比較を行うため、公表されている平成24年度末時点での数値を用いたもの。

3 公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み

公共建築物の老朽化問題は全国的な課題となっており、総務省は将来の更新費用を試算するソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を公表しています。このソフトを用いた試算によると、現在、本市が保有する施設をそのまま維持する場合、今後40年間では約1241.5億円の更新費用が必要となり、これを1年当たりで見ると平均約31億円となります。内訳をみると学校教育系施設を中心に大規模改修^{※11}が必要な施設が多数あり、平成37年度までの間に集中して年間30億円～40億円の更新費用が発生する見込みです。さらに、平成47年度から平成57年度にかけて更新費用のピークが訪れ、年間約40億～60億円の費用が必要になると考えられます。

この費用は、今後、市税などの経常的に収入される一般財源^{※12}が平成26年度決算ベースの約220億円で推移していくと仮定すると、約18%～27%に相当し、計画的な財政運営が必要となります。

| 公共建築物の更新費用 | |
|----------------------|---------|
| 過去5年間の平均コスト (A) | 33.0 億円 |
| 今後40年間の平均コスト (B) | 31.0 億円 |
| 将来試算の超過分コスト(B) - (A) | -2 億円 |

注：過去5年間の平均は、地方財政状況調査における投資的経費^{※13}のうち、道路、橋りょう、河川、街路、都市下水路、区画整理、公園、児童遊園管理経費および駅舎関連施設等管理経費を差し引いた値の、平成22年～26年度の平均値。

注：過去平均は特定財源を含んだ総事業費の平均を示す。

図 2-7 公共建築物の大規模改修、建替えにかかる将来コストの推移

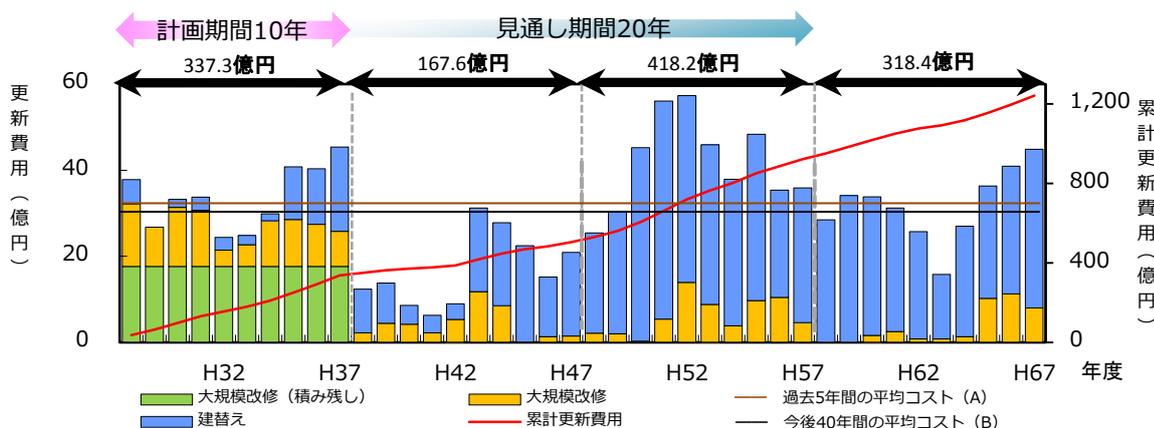
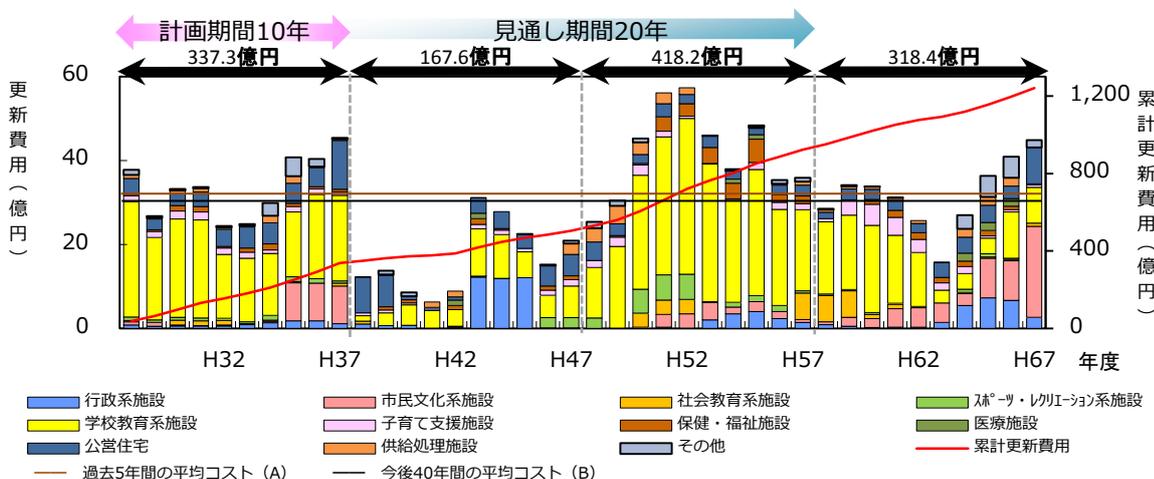


図 2-8 用途別公共建築物の大規模改修、建替えにかかる将来コストの推移



※11-13 巻末資料「用語解説」参照

■更新費用試算ソフトにおける試算条件

- ・ 大規模改修：実施年数は築30年とし、改修期間は2年とする。また、現時点で積み残している改修は、今後10年の間に実施する。
- ・ 建 替 え：築60年で建替えとし、建替え期間を3年とする。また、現時点で積み残している建替えは、今後10年の間に実施する。
- ・ 単 価 設 定：大規模改修および建替えに要する費用の単価は、次表のとおりとする。なお、単価には建替えに伴う解体、仮設移転費用、設計料等を含む。（出典：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」財団法人自治総合センター）
- ・ 対 象：棟の延床面積50㎡以上を対象とする。

（参考）単価表

| 大規模改修 | | |
|-------------------|---------|--------------------|
| 市民文化系施設 | 25 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 社会教育系施設 | 25 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| ｽﾎｰﾂ・ｸﾞﾚｲﾝｼﾞｮﾝ系施設 | 20 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 学校教育系施設 | 17 万円/㎡ | (トイレ改修等社会的改修含む) |
| 子育て支援施設 | 17 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 保健・福祉施設 | 20 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 行政系施設 | 25 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 公営住宅 | 17 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 供給処理施設 | 20 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 医療施設 | 25 万円/㎡ | (トイレ改修等社会的改修含む) |
| その他 | 20 万円/㎡ | (バリアフリー対応等社会的改修含む) |
| 建替え | | |
| 市民文化系施設 | 40 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 社会教育系施設 | 40 万円/㎡ | (解体・グラウンド整備費含む) |
| ｽﾎｰﾂ・ｸﾞﾚｲﾝｼﾞｮﾝ系施設 | 36 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 学校教育系施設 | 33 万円/㎡ | (解体・グラウンド整備費含む) |
| 子育て支援施設 | 33 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 保健・福祉施設 | 36 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 行政系施設 | 40 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 公営住宅 | 28 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 供給処理施設 | 36 万円/㎡ | (解体費含む) |
| 医療施設 | 40 万円/㎡ | (解体費含む) |
| その他 | 36 万円/㎡ | (解体費含む) |

4 都市基盤施設の状況

(1) 都市基盤施設の概況

道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの都市基盤施設は、産業、経済、文化の発展の基盤であり、市民生活や地域経済の活動を支えています。

これら都市基盤施設は、利用者の安全性の確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要であり、定期的に点検・診断を行い、その結果に基づき適切にメンテナンスをしていくなど、最適に維持管理していくことが重要となります。

表 2-4 都市基盤施設の保有量

| 種別 | 主な施設 | 施設数 |
|------------|----------------------------|-----------------------------|
| 道路 | 一般道路実延長 | 631,724m |
| 橋りょう | 橋りょう本数 | 477 橋、28,194 m ² |
| 河川 | 準用河川延長 | 4 本、約 10km |
| 上水道 | 管路延長 | 776,618m |
| 下水道 | 管渠延長 | 521,039m |
| 公園 | 都市公園数、供用 ^{※14} 面積 | 85 公園、86.2ha |
| 農道 | 道路延長 | 13,584m |
| 林道 | 道路延長 | 20,021m |
| 農道における橋りょう | 橋りょう本数 | 7 橋、3,897 m ² |
| 林道における橋りょう | 橋りょう本数 | 1 橋、32 m ² |
| 林道におけるトンネル | トンネル本数 | 1 本、230m |
| 基幹排水路 | 基幹排水路延長 | 3 本、6,182m |
| 農村下水道 | 処理施設数、管渠延長 | 7 処理場、43,465m |
| 漁港 | 施設数 | 3 施設 |

注：1ha = 10,000 m²

注：上記の数値は、平成 27 年 11 月時点の最新の各台帳データを用いて作成（道路、橋りょう、河川、公園、農道、林道、基幹排水路、農村下水道、漁港は平成 26 年度末時点、上水道、下水道は平成 25 年度末時点）。

(2) 主な都市基盤施設の状況

主な都市基盤施設の状況は以下のとおりとなります。

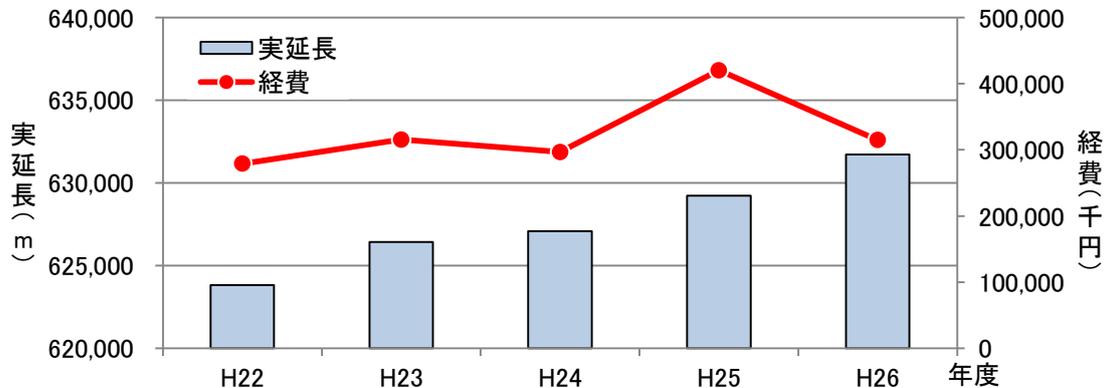
① 道路

一般道路は毎年新設されており、平成22年度からの4年間で約7.9km延長され、平成26年度末現在の実延長は631,724mとなっています。また、経費については、過去5年間の決算状況を見ると、2.5億円から4.5億円の間で推移しており、今後も同程度必要となることが見込まれます。

※14 巻末資料「用語解説」参照

なお、限られた財源の中で、適正に道路を新設・維持していくためには、予防保全^{※15}の取組が必要となります。

図 2-9 道路の実延長および経費の推移（過去 5 年間）



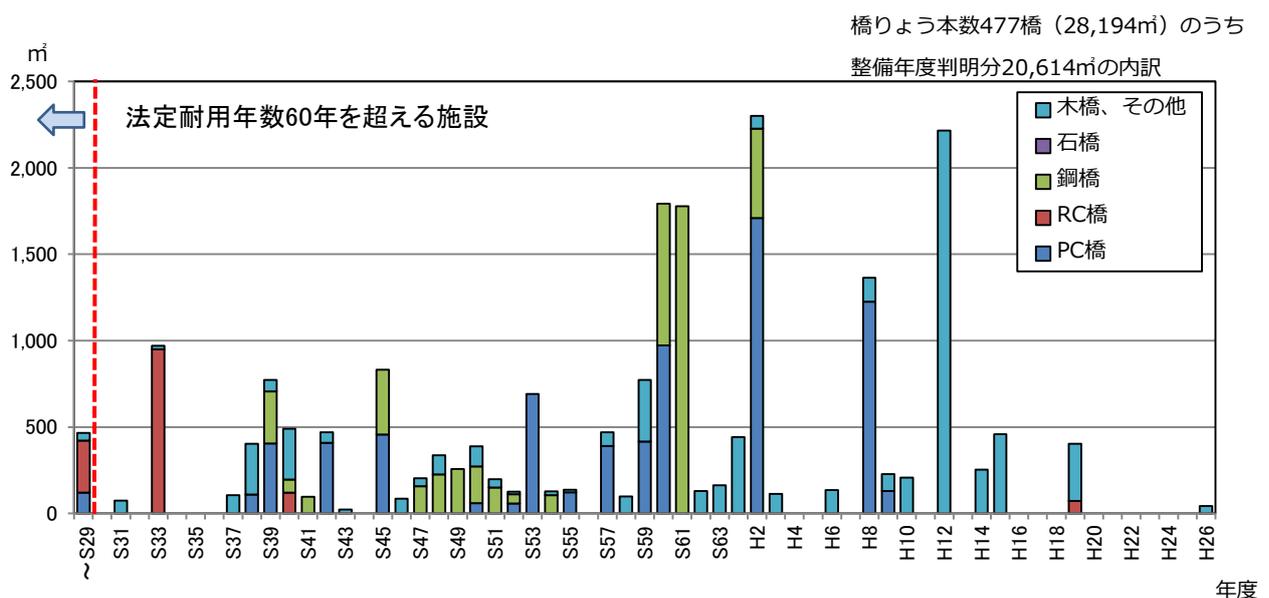
② 橋りょう

橋りょうは、477橋、28,194㎡となっており、特に、昭和60年度から平成2年度にかけて集中的に整備されています。

財務省令「減価償却資産の耐用年数^{※16}等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」によれば、橋りょうの法定耐用年数^{※17}は60年とされており、橋りょうの大半は法定耐用年数を経過しておりませんが、20年後には5分の1以上（約20%）が法定耐用年数を経過するなど老朽化が進むことから更新費用の増加が予想されます。

このため、限られた財源の中で、適正に橋りょうを維持していくためには、予防保全の取組が必要となります。

図 2-10 橋りょうの構造別年度別整備面積



※15-17 巻末資料「用語解説」参照

③ 上水道施設

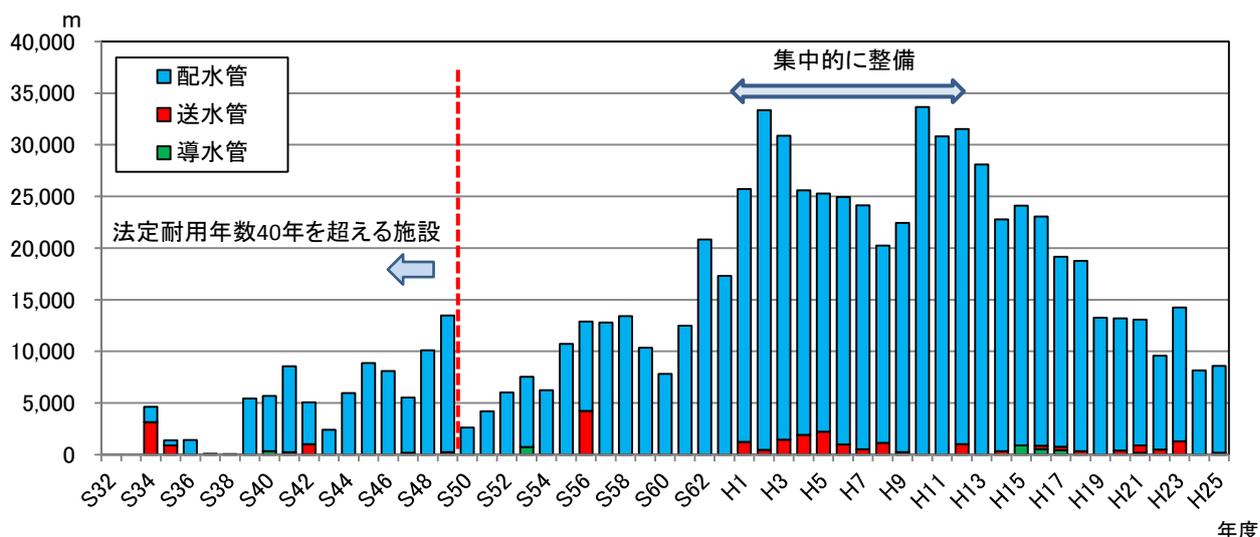
本市の水道事業は、昭和32年度より計画を進め、昭和35年に初めて市街地西部地域に給水を開始して以来、清浄、豊富、低廉な水の安定供給を目指し、市民の水需要の多様化に対応してきました。

その結果、平成25年度末現在、管路延長776,618mとなり、ほぼ全市域への給水が可能となっています。

しかし、地方公営企業法施行規則における「法定耐用年数（40年）」を基準にすると約11%の管路がすでに法定耐用年数を経過しており、さらに20年後には約51%、30年後には約85%の管路が老朽化することが見込まれます。

今後は、水道水の安定給水の確保のみならず、計画的かつ効率的な維持管理の取組や地震等災害に強いライフラインとしての水道づくりに努め、より安全で良質な水道水を提供していくための水質保全対策の充実を図っていく必要があります。

図2-11 上水道管の年度別整備状況

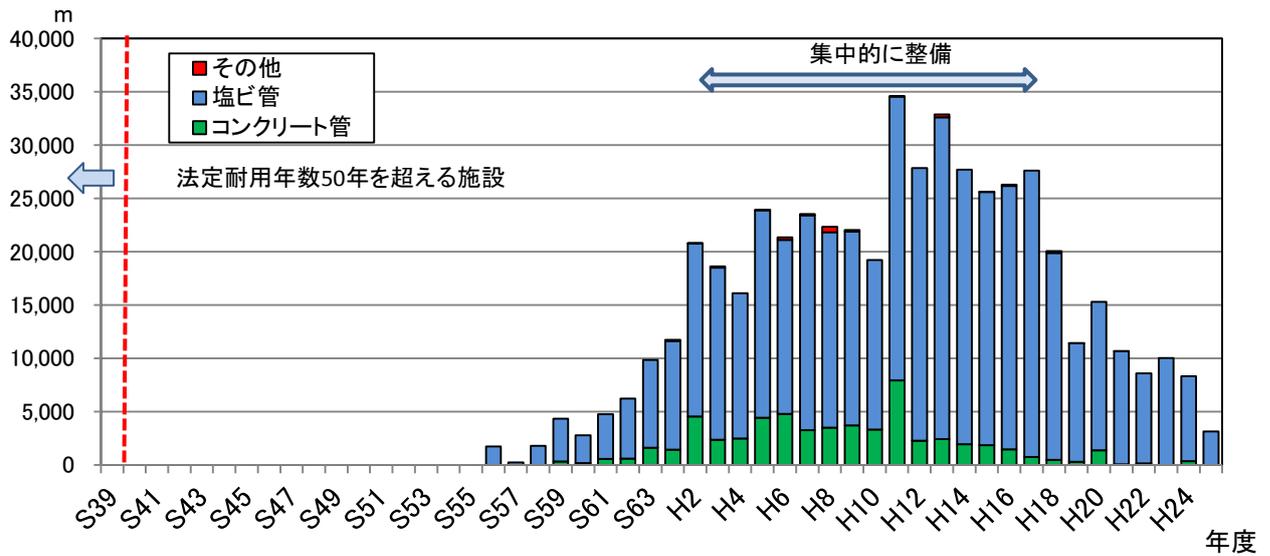


④ 下水道施設

本市では、琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業として、昭和57年1月30日に計画決定し、同年2月8日に事業認可を受け、下水道事業に着手しました。以後市街地の下流側から建設に入り、上流側に向けて、順次整備拡大を図っているところであり、平成25年度末現在、下水道管の総延長は521,039mとなっています。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による下水道管の法定耐用年数は50年とされており、下水道管は法定耐用年数を経過していませんが、今後、平成元々ごろから集中的に整備された施設が一斉に更新時期を迎え、30年後には約28%の下水道管が老朽化することから、長寿命化と適切な維持管理の取組を進めることが重要となります。

図 2-12 下水道管の年度別整備状況



⑤ 公園

都市公園は、昭和28年の外馬場公園の供用開始以降、順次整備を進め、平成26年度末現在では総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園を合わせて総面積86.2haが供用開始しています。

公園は、多くの利用者が散策や自由なレクリエーション等様々な目的で訪れることから、各施設の機能を適正・安全かつ持続的に継続させ、利用者の安全を確保していく必要があります。

このため、従来の定期点検および日常点検を継続するとともに、ライフサイクルコスト^{※18}縮減の観点から、施設の適切な点検や維持補修等の予防保全、予測保全^{※19}的管理を実施する必要があります。

表2-5 都市公園一覧

| 公園種別 | 主な公園 | 公園数 | 供用面積 |
|------|----------------------|-------|--------|
| 総合公園 | 金亀公園、荒神山公園、千鳥ヶ丘公園 | 3 公園 | 64.5ha |
| 地区公園 | 庄堺公園 | 1 公園 | 4.2ha |
| 近隣公園 | 旭森公園、東山公園、福満公園、鳥居本公園 | 4 公園 | 4.6ha |
| 街区公園 | 外馬場公園、大東公園、大藪児童公園 ほか | 77 公園 | 12.9ha |
| 合計 | | 85 公園 | 86.2ha |

※18, 19 巻末資料「用語解説」参照

(3) 都市基盤施設の更新と財政負担

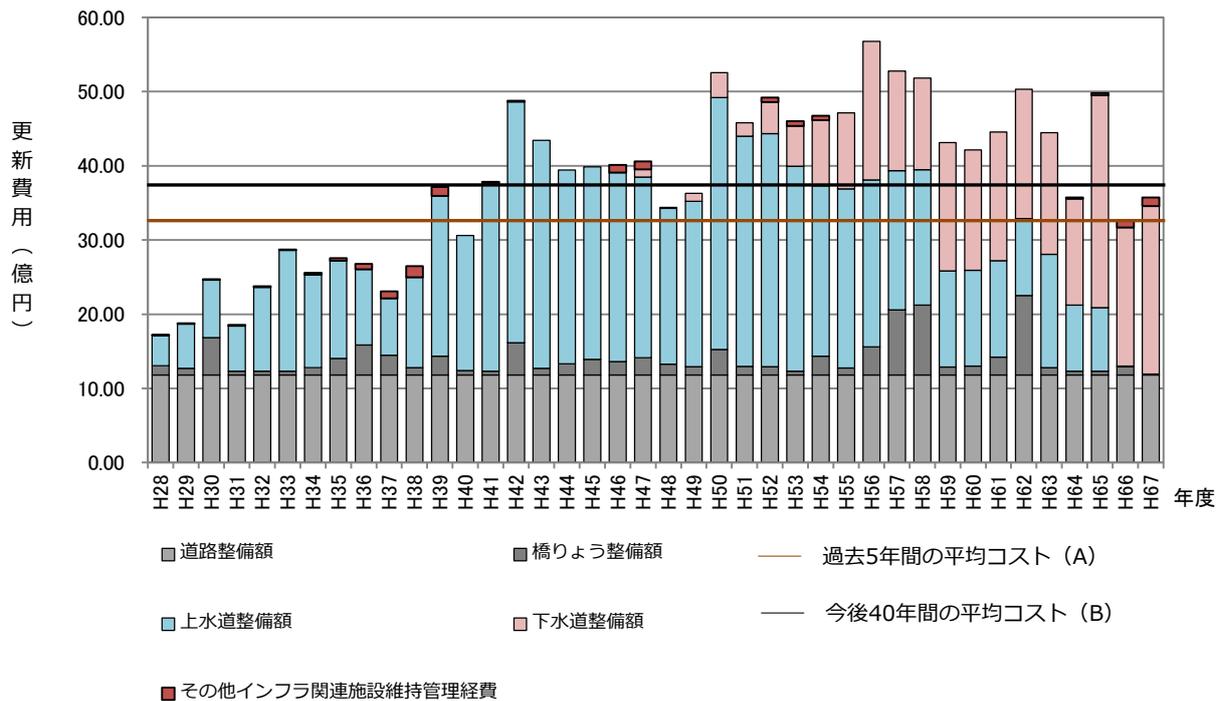
更新費用試算ソフトを用いて、今後40年間で必要となる更新費用を試算すると以下のとおりとなります。今後40年間で約1,516.8億円の更新費用が必要となり、これを1年当たりでみると平均約37.9億円となり、過去5年間の投資的経費の実績と比較すると毎年度約5.4億円の追加費用が必要となると考えられます。

都市基盤施設は市民生活に必要不可欠なものであるため、整備状況や老朽化の度合い等から安全性や保全の優先度を考慮し、計画的な更新・補修を行う必要がありますが、更新費用の捻出が大きな課題となります。

| | |
|-----------------------|---------|
| 過去5年間の平均コスト (A) (注) | 32.5 億円 |
| 今後40年間の平均コスト (B) | 37.9 億円 |
| 将来試算の超過分コスト (B) - (A) | 5.4 億円 |

注：過去5年間の平均は、平成22～26年度の平均値

図2-13 都市基盤施設の更新にかかる将来コストの推移



■総務省の更新費用試算ソフトにおける試算条件

【道路】

- ・単価は、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定。

| 種別 | 更新単価（円/m ² ） |
|------|-------------------------|
| 一般道路 | 4,700 |

※耐用年数15年

【橋りょう】

- ・単価は、道路橋年報（平成19・20年度版）に示された道路橋の工事実績を基に設定。

| 種別 | 更新単価（千円/m ² ） | 備考 |
|-------------------|--------------------------|--------|
| RC橋、PC橋、石橋、木橋、その他 | 413 | PC橋に更新 |
| 鋼橋 | 500 | 鋼橋に更新 |

※耐用年数60年

【上水道】

- ・布設替え^{※20}のm当たり単価は、下水道と同等とし、流域別下水道整備総合計画調査指針等を参考に設定。

| 導水管/送水管 | |
|---------------|----------|
| 管径 | 単価（千円/m） |
| 300mm未満 | 100 |
| 300～500mm未満 | 114 |
| 500～1000mm未満 | 161 |
| 1000～1500mm未満 | 345 |
| 1500～2000mm未満 | 742 |
| 2000mm以上 | 923 |

| 配水管 | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 管径 | 単価（千円/m） | 管径 | 単価（千円/m） |
| 150mm以下 | 97 | 800mm以下 | 178 |
| 200mm以下 | 100 | 900mm以下 | 199 |
| 250mm以下 | 103 | 1000mm以下 | 224 |
| 300mm以下 | 106 | 1100mm以下 | 250 |
| 350mm以下 | 111 | 1200mm以下 | 279 |
| 400mm以下 | 116 | 1350mm以下 | 628 |
| 450mm以下 | 121 | 1500mm以下 | 678 |
| 550mm以下 | 128 | 1650mm以下 | 738 |
| 600mm以下 | 142 | 1800mm以下 | 810 |
| 700mm以下 | 158 | 2000mm以上 | 923 |

※耐用年数40年

【下水道】

- ・単価は、更生工法^{※21}を前提とし、流域別下水道整備総合計画調査指針等を参考に設定。

| 管径別 管径 | 更新単価（千円/m） | 備考 |
|-------------|------------|---------|
| 250mm以下 | 61 | 更生工法を前提 |
| 251～500mm | 116 | |
| 501～1000mm | 295 | |
| 1001～2000mm | 749 | |
| 2001～3000mm | 1,690 | |
| 3001mm以上 | 2,347 | |

※耐用年数50年

※20, 21 巻末資料「用語解説」参照

5 文化財施設の状況

公共施設等のうち本市の所有している文化財施設は以下のとおりです。

いずれも歴史上価値の高い施設であり、今後も「彦根市文化財保護条例」等に基づき、適切な維持管理など保存および活用のため必要な措置を講じていく必要があります。

表2-6 市所有文化財一覧

| 施設名称 | 時代 | 所在地 |
|-----------------------------|------------|-------|
| 彦根城（玄宮楽々園含む） | 江戸 | 金亀町 |
| 旧池田屋敷長屋門 | 江戸 | 尾末町 |
| 旧鈴木屋敷長屋門 | 江戸 | 立花町 |
| 金亀会館 | 江戸 | 中央町 |
| 旧彦根藩足軽組辻番所・足軽組屋敷旧磯島家住宅（善利組） | 江戸 | 芹橋二丁目 |
| 旧井伊神社本殿、相の間および拜殿 | 弘化2年（1845） | 古沢町 |
| 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿） | 江戸 | 松原町 |
| 旧石橋家住宅 | 江戸～明治 | 芹町 |
| 旧木俣屋敷 | 江戸 | 金亀町 |
| 滋賀大学旧外国人教師宿舎 | 大正 | 金亀町 |

6 公共施設等の更新等に伴う将来負担

公共施設等を更新費用試算ソフトの条件のとおり使用し、すべてを同規模で更新すると仮定した場合、今後40年間で2,758.3億円、これを1年当たりでみると平均68.9億円となり、過去5年間の投資的経費に係る実績額の平均値と比較すると、毎年度約3.4億円の追加費用が必要となるものと考えられます。

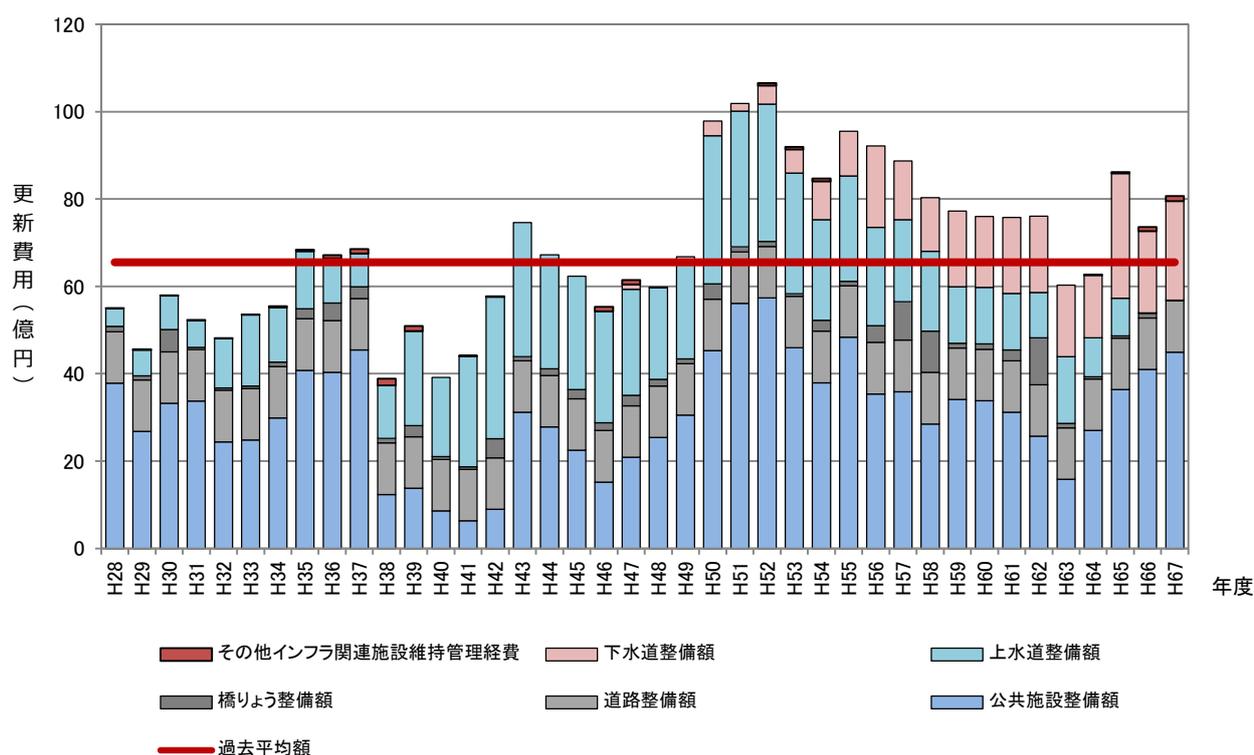
しかし、厳しい財政状況が続く中で年間約3.4億円もの財源を確保することは厳しく、従来どおりの改修や更新等を続けていくことが難しい状況にあるといえます。

そのため、公共建築物については、施設の機能を維持することを前提に施設保有量の縮減に取り組む必要があり、また、都市基盤施設についても、ライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的・効率的な改修、更新に取り組む必要があります。

| | 公共施設等の更新費用 |
|--------------------|----------------|
| 過去の平均コスト (A) (注) | 65.5 億円 |
| 今後40年間の平均コスト (B) | 68.9 億円 |
| 将来試算の超過分コスト(B)-(A) | 3.4 億円 |

注：過去の平均コストは公共施設コストと都市基盤施設コストの合計値

図 2-14 公共施設および都市基盤施設の将来の更新費用の推移



第3章 人口推計と財政状況の変化

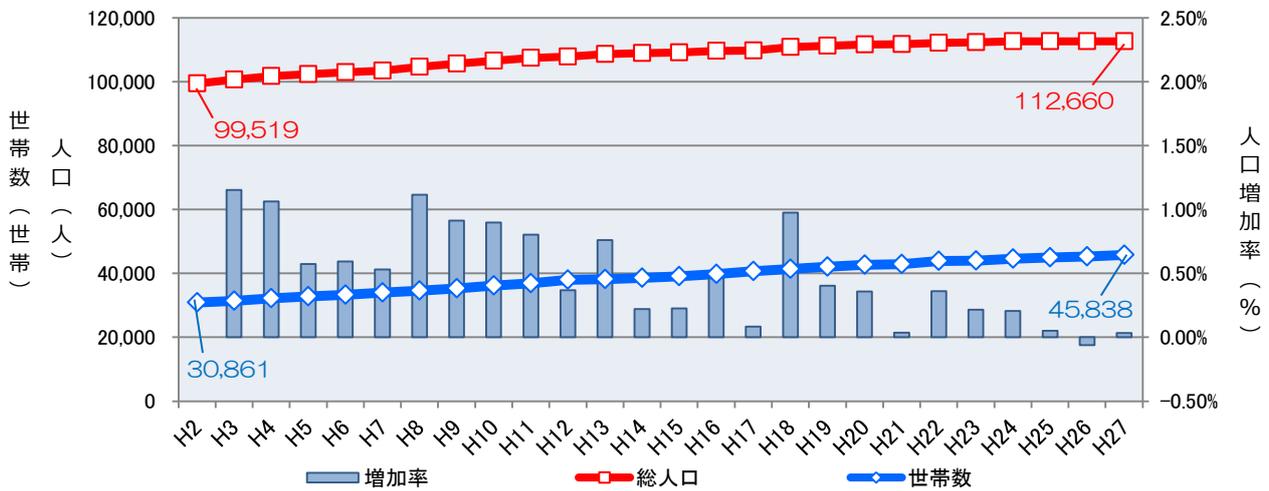
1 人口の動向および将来の見通し

(1) 人口の動向

本市の平成2年以降の人口推移をみると、平成25年までは比較的緩やかではあるものの増加傾向で推移してきましたが、住民基本台帳人口によると、平成25年12月1日現在の112,834人がピークとなっており、その後、平成26年10月1日には112,622人、平成27年10月1日には112,660人とほぼ横ばいとなっています。

また、平成27年の年齢階層別人口^{※22}割合では老年人口^{※23}割合が23.2%、年少人口^{※24}割合が14.4%となっており、平成21年に比べて老年人口は2.9ポイントの増加、年少人口は0.9ポイントの減少となっており少子高齢化が進んでいることがわかります。

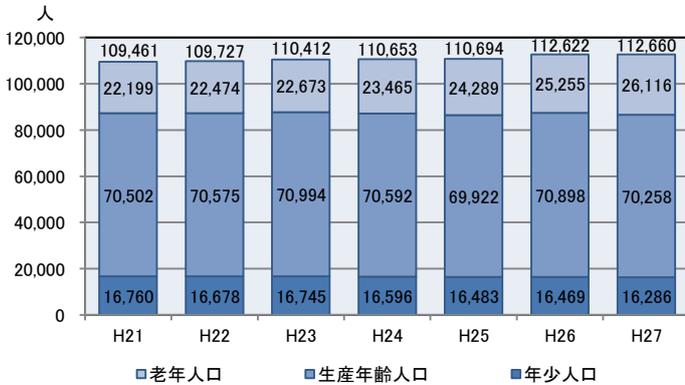
図 3-1 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（市民課『住民基本台帳』10月1日現在）、国勢調査

注：H2、H7、H12、H17、H22は国勢調査、また、国勢調査以外の年のうちH23までは外国人登録人口を含む。H24以降は住民基本台帳法改正により外国人住民も住民基本台帳に含まれる。

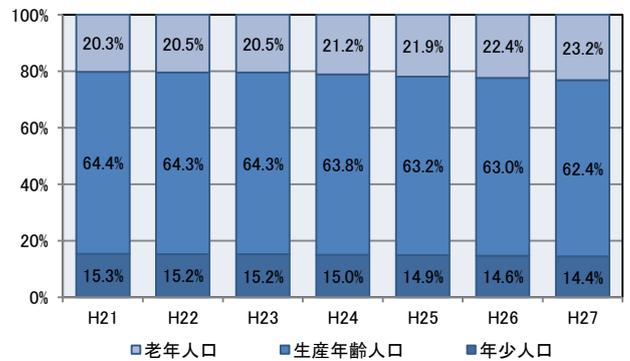
図 3-2 年齢階層別人口の推移



資料：各年住民基本台帳（市民課『住民基本台帳』10月1日現在）

注：H26、H27を除き外国人を含まないため上記人口総数とは一致しない。

図 3-3 年齢階層別人口割合の推移



※22-24 巻末資料「用語解説」参照

(2) 将来人口

彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン編にも引用されている国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は、30年後の平成57年度には約10万人まで減少すると予測されています。

人口構成については年少人口と生産年齢人口^{※25}が減少し、老年人口は30%を超えることが予測されています。

このように少子高齢化が進行すると、公共施設に対する需要や内容が変化するとともに、人口減少により、需要そのものの減少が見込まれます。

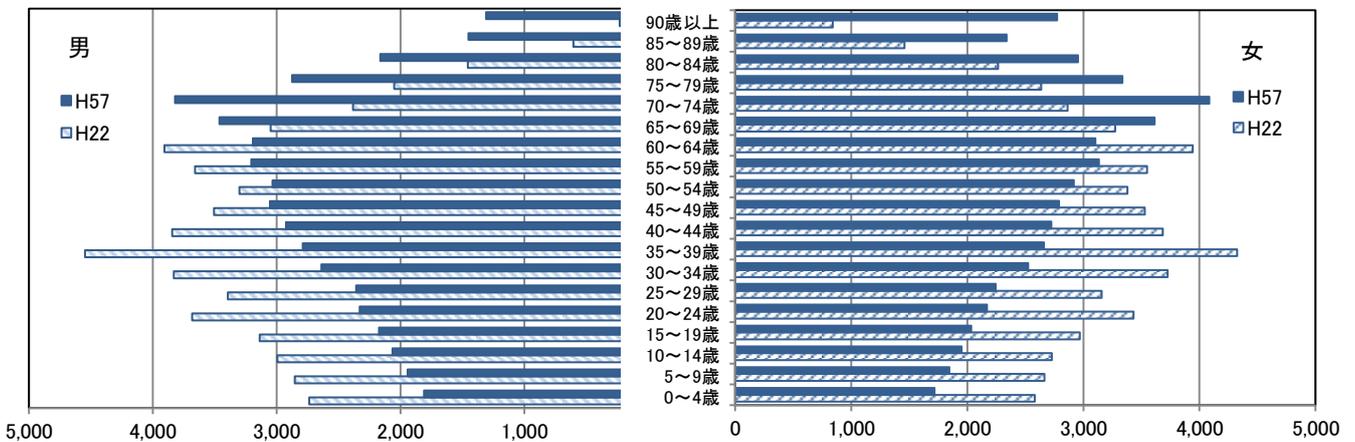
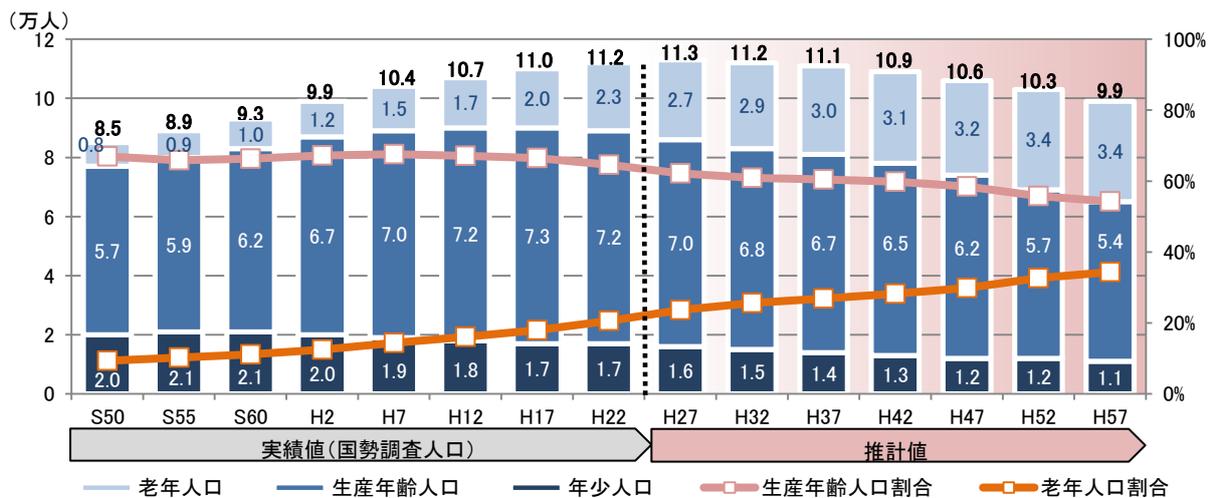
表 3-1 将来人口と年齢別構成の推移

| | 平成 22 年 (2010年) | 平成 27 年 (2015年) | 平成 32 年 (2020年) | 平成 37 年 (2025年) | 平成 42 年 (2030年) | 平成 47 年 (2035年) | 平成 52 年 (2040年) | 平成 57 年 (2045年) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 総数 | 112,156 | 112,604 | 111,916 | 110,479 | 108,492 | 105,992 | 102,943 | 99,521 |
| 老年人口割合 (65 歳~) | 20.6% | 23.6% | 25.6% | 26.9% | 28.3% | 29.9% | 32.6% | 34.3% |
| 生産年齢人口割合(15~64 歳) | 64.6% | 62.2% | 60.9% | 60.5% | 59.8% | 58.5% | 55.8% | 54.3% |
| 年少人口割合 (0~14 歳) | 14.8% | 14.2% | 13.5% | 12.6% | 11.9% | 11.6% | 11.6% | 11.4% |

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成 25 年 3 月推計)のデータを基に作成した準拠パターンの将来推計人口

※ 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略による取組を実施しない場合の予測を示しています。

図 3-4 人口の推移と将来の見通し



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成 25 年 3 月推計)のデータを基に作成した準拠パターンの将来推計人口

※25 巻末資料「用語解説」参照

2 財政状況の変化

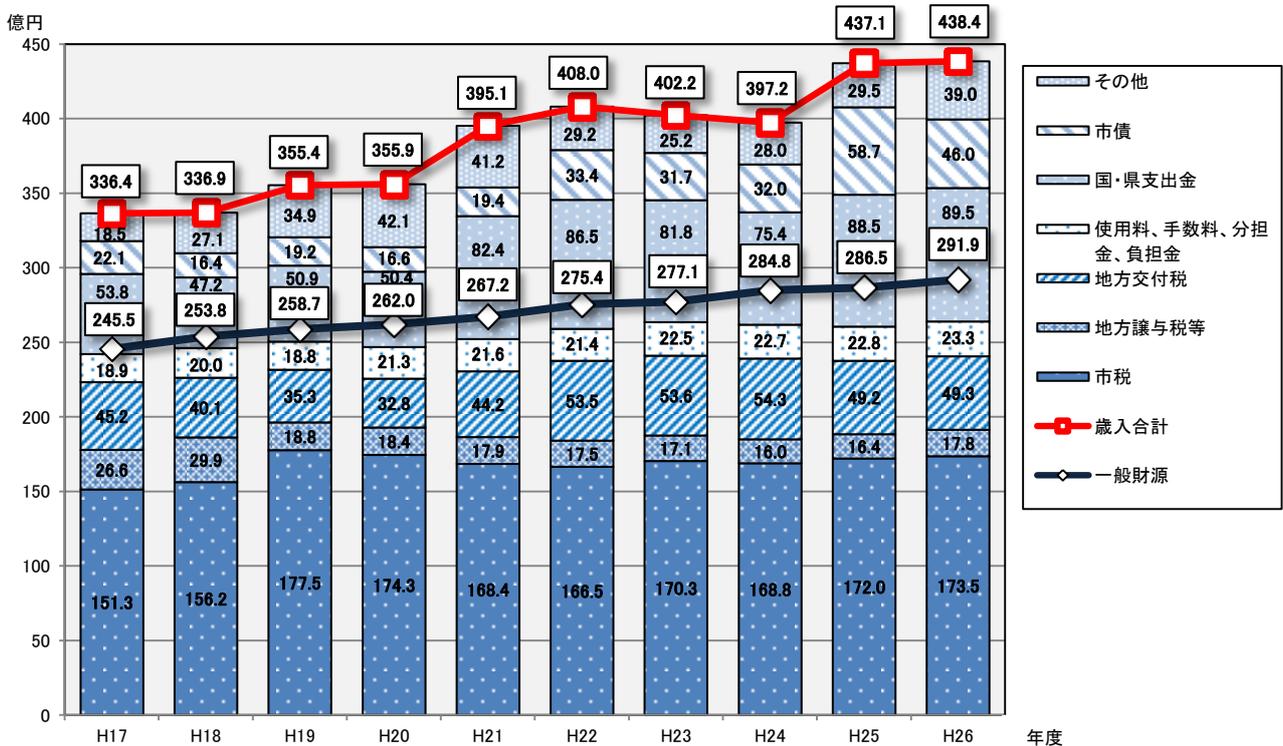
(1) 歳入の状況

平成26年度の歳入決算額（普通会計）約438億円のうち、一般財源が約292億円と全体の約67%を占めており、近年は概ね横ばい傾向で推移しています。

歳入は平成17年度から増加傾向で推移していますが、市債のうち地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債^{※26}の増加や、国庫支出金^{※27}の増加によるところが大きくなっています。

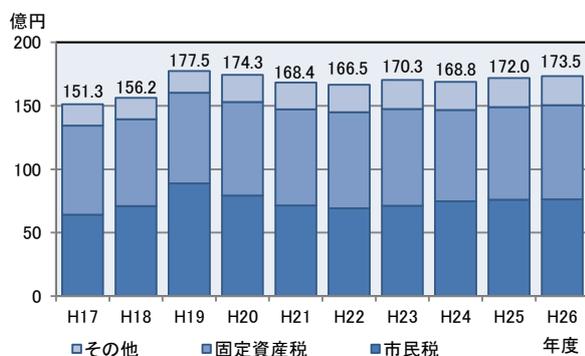
本市では、未収金対策の強化や市有財産の適正管理、自主財源の発掘などの歳入確保策の展開を図っていますが、歳入の大きな割合を占めている市税については、長期的には生産年齢人口が減少することが予測されているため、減少することが懸念されます。

図 3-5 歳入決算額の推移



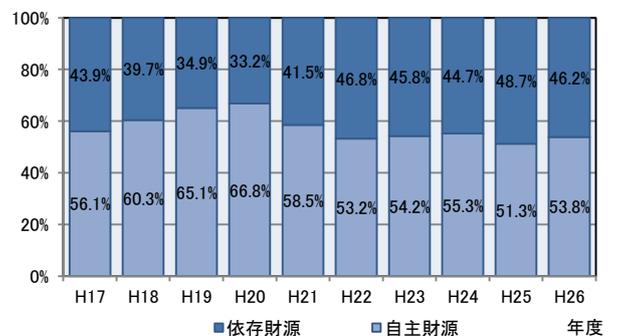
出典：彦根市決算カード

図 3-6 市税の推移



出典：彦根市決算カード

図 3-7 自主財源と依存財源の割合の推移



注：依存財源：地方譲与税、各種交付金、国庫支出金、県支出金、市債
 注：自主財源：市税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

※26, 27 巻末資料「用語解説」参照

(2) 歳出の状況

平成26年度歳出決算額（普通会計）約418億円のうち、約197億円（約47%）が義務的経費となっており、年々増加傾向にあります。

一方、公共建築物や都市基盤施設の維持更新等にかかる投資的経費は約67億円となっており、全体の約16%を占めています。

本市では、平成21年12月策定の「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組指針」に基づき財政運営の健全化、歳入確保策の積極的な展開、効率的、効果的な体制の維持に努めていますが、病院事業や下水道事業に対する繰出金が高い水準で推移している上、介護保険事業などに対する繰出金についても増加していることから、大変厳しい財政状況にあります。

さらに、平成27年度から学校給食センターに係るランニングコストが新たに発生するほか、大型の継続事業や今後着手が見込まれる大型の投資的事業も控えていることから、公共施設の大規模改修や建替え等に係る投資的な経費に充当する財源の確保がますます困難になると予想されます。

図 3-8 歳出決算額の推移

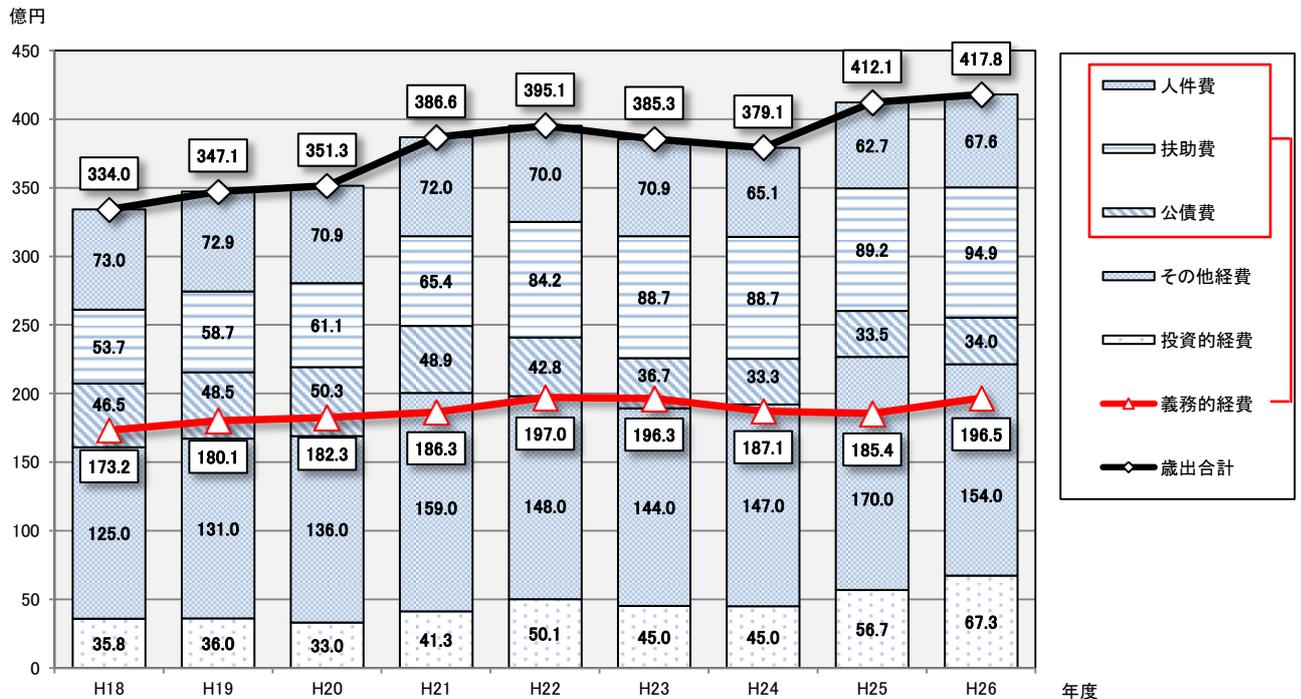


図 3-9 投資的経費の推移

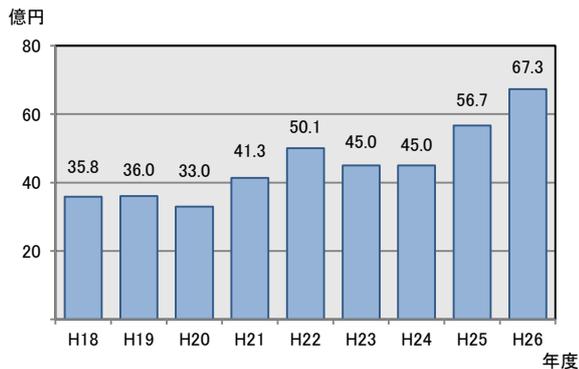
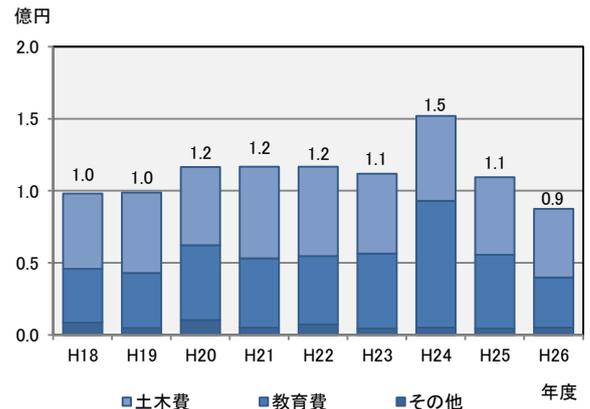


図 3-10 維持補修費の推移



(3) 財政の見通し

平成 26 年度までの決算値および平成 27 年度予算の 11 月現在の状況を基に推計した、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の普通会計の決算収支見込みは、以下のとおりです。

歳出では、今後も扶助費や介護保険事業などに対する繰出金の増加が見込まれます。

よって、歳出が歳入を上回り、財源不足が生じますが、財政調整基金^{※28}を充当することにより、収支の均衡を図ることとしています。

以上のことから、今後の財政見通しは非常に厳しい状況にありますが、利用者が安全・安心に施設を利用できるよう、維持補修や更新費用の確保に努める必要があります。

表 3-2 今後 5 年間の決算収支見込み

(単位：千円)

| | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 平成 31 年度 (2019 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 歳入 | 43,001,267 | 43,695,775 | 40,614,005 | 40,965,246 | 43,369,170 | 43,296,395 |
| 歳出 | 43,001,267 | 43,695,775 | 40,614,005 | 40,965,246 | 43,369,170 | 43,296,395 |
| 歳入歳出差引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【参考】

(単位：千円)

| | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政調整基金取崩額 | 553,700 | 799,609 | 185,070 | 440,910 | 1,173,621 | 1,487,154 |
| 財政調整基金積立額 | 4,206 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政調整基金残高 | 4,434,802 | 3,635,193 | 3,450,123 | 3,009,213 | 1,835,592 | 348,438 |

※28 巻末資料「用語解説」参照

表 3-3 歳入決算見込みの推計

(単位：千円)

| 区分 | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 平成 31 年度 (2019 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 地方税 | 16,634,959 | 16,634,959 | 16,634,959 | 16,634,959 | 16,634,959 | 16,634,959 |
| 地方譲与税 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| 税交付金 | 1,932,000 | 1,932,000 | 2,461,412 | 2,461,412 | 2,461,412 | 2,461,412 |
| 地方交付税 | 4,757,747 | 3,958,307 | 3,466,921 | 3,466,921 | 3,466,921 | 3,466,921 |
| 国庫支出金 | 6,810,035 | 7,219,641 | 7,240,016 | 7,328,121 | 7,876,800 | 7,371,126 |
| 都道府県支出金 | 3,153,561 | 3,108,558 | 3,218,194 | 3,337,483 | 3,467,340 | 4,224,775 |
| 地方債 | 3,654,098 | 5,953,219 | 3,383,939 | 3,268,639 | 4,218,439 | 3,589,539 |
| 繰越金 | 2,072,042 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 繰入金 | 585,782 | 1,195,992 | 515,465 | 774,612 | 1,550,200 | 1,854,564 |
| その他 | 3,151,043 | 3,443,099 | 3,443,099 | 3,443,099 | 3,443,099 | 3,443,099 |
| 歳入合計 | 43,001,267 | 43,695,775 | 40,614,005 | 40,965,246 | 43,369,170 | 43,296,395 |

表 3-4 歳出決算見込みの推計

(単位：千円)

| 区分 | 平成 27 年度 (2015 年度) | 平成 28 年度 (2016 年度) | 平成 29 年度 (2017 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 平成 31 年度 (2019 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 人件費 | 7,345,898 | 6,757,162 | 6,645,162 | 6,637,162 | 6,653,162 | 6,741,162 |
| 扶助費 | 9,255,672 | 10,225,900 | 10,664,012 | 11,142,062 | 11,663,568 | 12,232,401 |
| 公債費 | 3,899,743 | 3,460,086 | 3,484,876 | 3,526,588 | 3,610,738 | 3,740,383 |
| 繰出金 | 5,441,856 | 5,794,871 | 5,939,727 | 6,091,903 | 6,251,803 | 6,419,850 |
| 投資的経費 | 6,631,842 | 8,578,191 | 4,840,663 | 4,527,966 | 6,150,334 | 5,123,034 |
| 積立金 | 39,059 | 200,155 | 200,155 | 200,155 | 200,155 | 200,155 |
| その他 | 10,387,197 | 8,679,410 | 8,839,410 | 8,839,410 | 8,839,410 | 8,839,410 |
| 繰上充用金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | 43,001,267 | 43,695,775 | 40,614,005 | 40,965,246 | 43,369,170 | 43,296,395 |

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

本市の公共建築物は、建築後30年以上を経過する施設が4割以上ありますが、今後、施設を良好な状態で使用していくためには、補修工事も含め、適切に維持管理を図っていく必要があります。また、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園などの都市基盤施設は市民生活に不可欠な施設であり、今後も安全性を確保し、安定した供給・処理を維持するためには、計画的に更新していく必要があります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行により、税収が減少するとともに、社会保障関連経費等が増加すると見込まれることから財政状況は今後ますます厳しいものとなり、老朽化が進む公共施設の更新等に係る財源の確保についても同様に厳しいものとなることが予想されます。

こうした状況に対応するためには、個々の施設の長寿命化を図るとともに、需要の少なくなった施設や、用途が重複している施設の整理などによって総量の適正化を図り、維持管理コストを縮減していく必要があります。

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後も安全・安心な施設サービスを提供していくため、既存公共施設の整理や有効活用を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって財政的負担を軽減していくものとします。以上を踏まえ「安全・安心な公共施設マネジメントの確立」を基本理念とします。

また、基本理念の実現を目指すため、以下に示す3つの基本目標を設定します。

【基本理念】

安全・安心な公共施設マネジメントの確立

〈基本目標1〉安全・安心な施設の維持管理

定期的に公共施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・修繕・更新および耐震化を進め、市民の安全確保を図るとともに、誰もが安心して利用できる施設となるよう努めます。

〈基本目標2〉長寿命化の推進

事後保全^{※29}から予防保全への転換を図り、施設の長寿命化を進めるとともに、保全費用の平準化を図ります。

〈基本目標3〉管理運営の最適化

市民サービスに資する機能を確保しつつ、施設の新規整備をできる限り抑え、統廃合を進めます。さらに、管理運営方法を見直し、総量、質、コストの最適化を図ります。

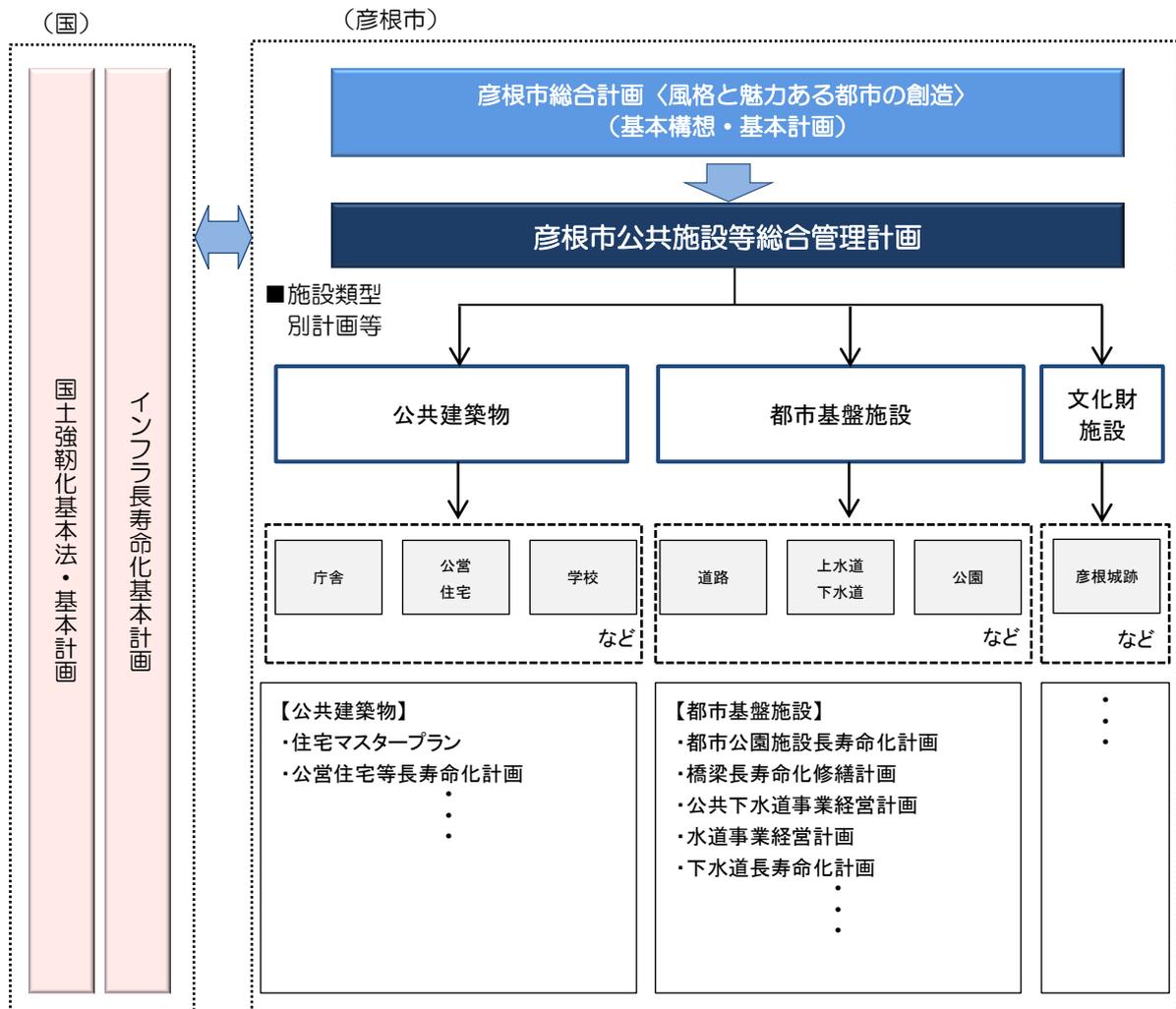
※29 巻末資料「用語解説」参照

2 計画の体系

本計画は、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画^{※30}」の行動計画に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」に基づき策定するものです。

また、市の政策の基本方針である「彦根市総合計画」に沿った計画とします。

図4-1 計画の体系



※30 巻末資料「用語解説」参照

3 数値目標の設定

(1) 総量見直しの考え方

先述の基本理念の実現に向けて、公共建築物の総量見直しにかかる数値目標を設定します。

施設の総量の見直しに当たっては、施設利用者である市民を基準にすべきであると考えことから、公共建築物の建替え時に総量の見直しを行うこととし、30年後の一人当たりの延床面積を平成26年度末時点の水準である3.22㎡/人で維持することとします。

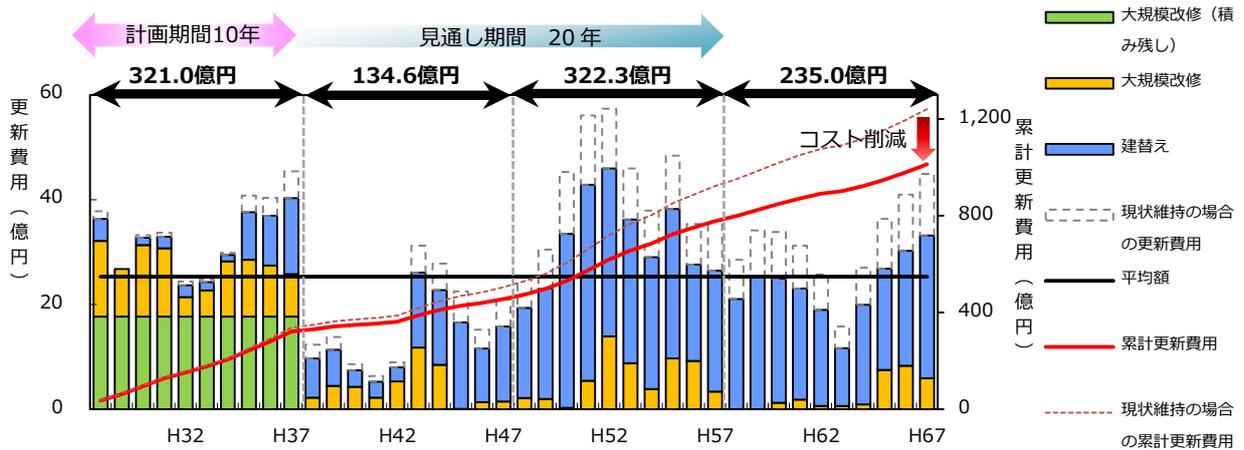
この場合、公共建築物と都市基盤施設を合わせた年平均更新費用は、過去の平均コストを年間約2.3億円下回り、現状を維持した場合と比較して、年間約5.7億円ものコストを抑えることができます。この場合、公共建築物の今後40年間の更新費用は図4-2のように推計されます。

| 公共施設等のコスト | 現状を維持した場合 ※p.17参照 | 総量を見直した場合 |
|--------------------|----------------------|-----------|
| 過去5年間の平均コスト (A) | 65.5億円 | 65.5億円 |
| 今後40年間の平均コスト (B) | 68.9億円 | 63.2億円 |
| 将来試算の超過分コスト(B)-(A) | 3.4億円 | -2.3億円 |

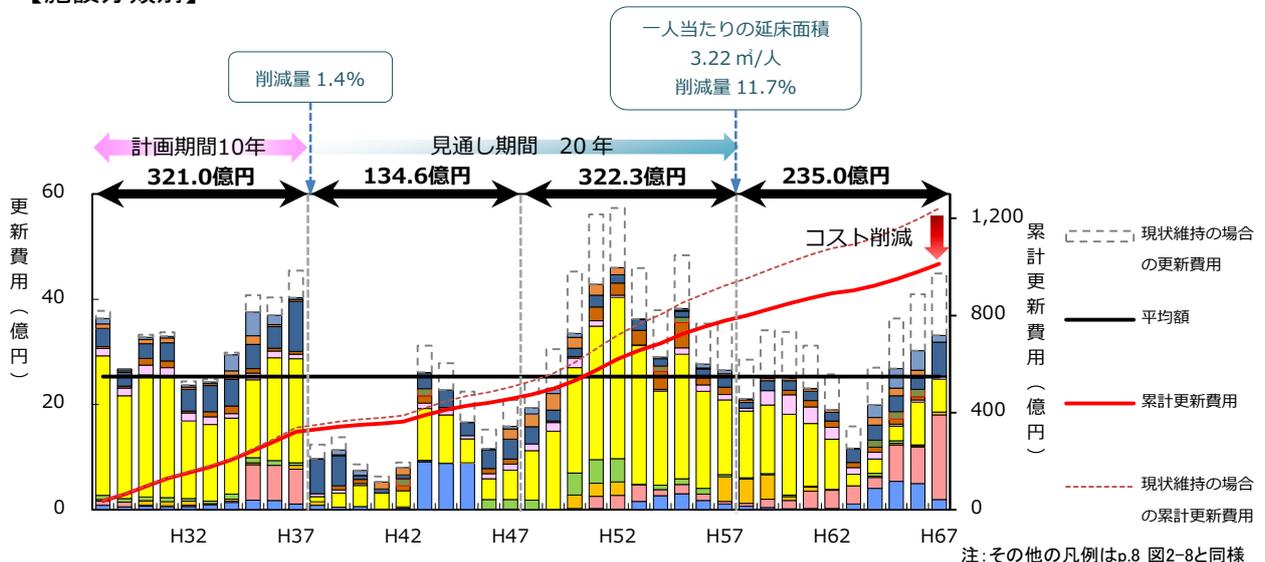
→ 年間削減額
5.7億円

図4-2 公共建築物の更新費用の推計（施設総量を見直した場合）

【更新別】



【施設分類別】

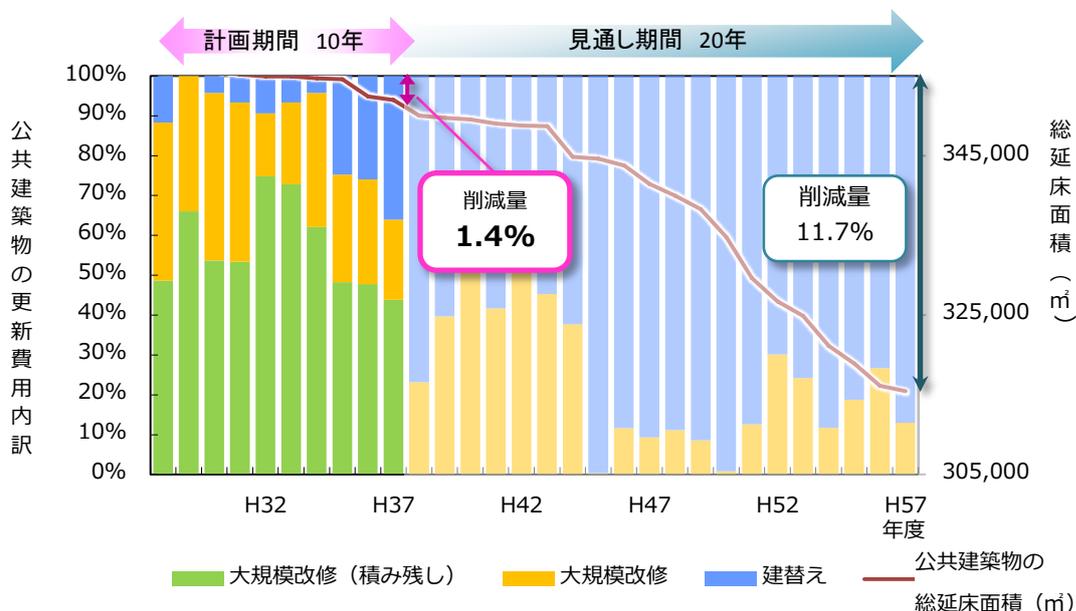


注：その他の凡例はp.8 図2-8と同様

(2) 数値目標の設定

この考え方を基に、公共建築物の総量を今後 30 年かけて見直すとする、次のとおり推移します。

図 4-3 将来の延床面積



先程の考え方によると、まず、30 年後においても一人当たりの延床面積 $3.22 \text{ m}^2/\text{人}$ の水準を保つためには、今後、建替え時期が到来する施設の延床面積を約 26%削減する必要があります。

この削減率を各年度均一に当てはめたものが図 4-3 です。

これによると、計画期間である平成 37 年度までの 10 年間は建替えが少なくなっていますが、代わりに大規模改修が集中しています。

その後の見通し期間である平成 38 年度以降は、施設の建替え頻度が増加するため、延床面積の削減もこれに合わせて急増する傾向を示しています。

具体的な削減率は、10 年後の平成 37 年度に 1.4%、30 年後の平成 57 年度には 11.7%となっています。

以上より、本計画においては安全・安心な公共施設マネジメントの確立を目指し、計画期間である今後 10 年間について次の目標を掲げます。

数値目標

現有施設について、今後 10 年間で延床面積を 1.4%削減

※ ただし、現在想定していない新たな施設サービスが生じた場合は、規模に応じて、他の施設との複合化も検討しつつ、可能な限り新規整備の抑制に努めます。

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

総量、コスト、市民サービスの最適化を進め、安全・安心な施設サービスの提供に努めます。

① 予防保全による長寿命化の推進

- ・ 施設の配置状況から検証して、今後も存続の必要性が認められるものについては、不具合が発生した段階で修繕を行う「事後保全型管理」から計画的な維持管理を行う「予防保全型管理」への転換を進めます。
- ・ 予防保全型管理の取組を進めるに当たっては、施設の劣化状況等の情報を一元化するとともに、定期的な点検・診断を実施した上で計画的な維持修繕を図り、施設の耐用年数を延ばし、長寿命化を図ります。
- ・ 長寿命化を進めるに当たっては、サービスに対する需要が大きい施設など、優先性の高い施設から取り組みます。

② 総量の適正化

ア 新規整備の抑制

- ・ 今後の財政状況はますます厳しくなるものと考えられることから、限られた財源の中で、公共施設を新設することは困難です。このため、新規整備をするに当たっては、その施設を通じて行う事業が長期的に求められるものかを将来の人口減少、少子高齢化を踏まえて精査し、必要不可欠と判断したもののみ整備を行うこととし、基本的には他の施設との複合化も検討しつつ、可能な限り新規整備の抑制に努めます。

イ 公共施設の統廃合

- ・ 現在の利用状況はもとより、人口減少や少子高齢化を考慮した上で、施設の必要性や配置バランス、老朽化の状況などを検証し、必要に応じて施設を統廃合し、総量の適正化に努めます。
- ・ 民間の施設と競合しているもの、利用者が特定・少数に限定されているものといった必要性が少なくなっているものなどについては、受益者負担^{※31}が適正であるか検証するとともに、事業の縮小および他の施設との複合化や廃止等を検討します。また、建築性能が高い施設については、多機能化するなど、積極的にその利活用を検討します。
- ・ 廃止することが適切であると判断された施設のうち、建物の建築年が古く老朽化が著しいものについては、利用者の安全確保の観点から除却することを基本とし、除却によって生じた跡地については本市における有効活用ができるか十分検討した上で、活用の見込がなければ民間へ売却するなど、他の施設に係る必要な更新等に要する財源を確保します。一方、比較的新しいものについては民間への売却、貸付を検討します。
- ・ 需要の変化や老朽化等に伴う建替えや増築、大規模改造など施設を更新する際は、人口減少や少子高齢化を見据えた中長期的な需要を見込んだ上で、施設総量の増加が抑えられるよう配慮しながら進めます。
- ・ 個々の施設単独での建替えは非常に非効率であるため、建替えの際は施設の集約、複合化等を検討し、機能維持に必要なコストの抑制に努めます。

※31 巻末資料「用語解説」参照

③ 耐震化の推進による安全性の向上

- ・ 耐震化が実施されていない施設については、施設の必要性を判断した上で、存続と判断された施設について耐震化整備を実施し、利用者の安全確保に努めます。

④ 公共施設の効率的かつ効果的な運営

- ・ 施設の運営等については、当該施設の維持管理費が使用料等の受益者負担および事業収入と概ね均衡するようコスト意識を心がけます。
- ・ 民間を活用することにより効率的な運営やサービスの充実が可能な施設については、指定管理者制度^{※32}の導入など民間委託、移譲など運営体制の見直しについて検討します。
- ・ 施設カルテなど、維持管理に関わる情報を一元化し、計画的、効率的に管理します。また、コスト削減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、効率的な運営に努めます。
- ・ 施設の維持管理経費については、経費節減の様々な工夫を行い、可能な限りの削減に努めるとともに、経費のかからない、より効率的で効果的な手法について研究、検討を行っていきます。
- ・ 積極的に民間の資金や経営能力、技術を活用するなど、低廉で、良質なサービスの提供が期待できるPFI方式^{※33}等の導入について、検討を行います。
- ・ 障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に利用できる、ユニバーサルデザイン^{※34}を取り入れた施設となるように努めます。
- ・ ピクトサイン^{※35}、やさしい日本語^{※36}などの手法を、施設案内をはじめとする各種サインに導入するなど、利用者に必要な情報を伝達するための手段を検討します。

(2) 都市基盤施設

計画的な整備と適切な維持管理を図ります。

① 優先順位の設定による必要な機能の確保

- ・ 上下水道や橋りょう、トンネルなど市民生活に不可欠な施設については、老朽施設の更新や耐震化などを進めます。また、施設の新設および改良に当たっては、将来にわたっての需要を検証するなど、優先順位を設定し、中長期の計画を立てた上で着手していきます。

② 長寿命化と適切な維持管理によるコストの削減

- ・ 都市基盤施設の種別ごとの特性を考慮し、長寿命化計画を策定し、中長期的な視点に立って予防保全型の維持管理を実施することにより、計画的かつ効率的な長寿命化を図ります。

(3) 文化財施設

先人達から受け継いだ豊かな文化財の保存と活用を図ります。

- ① 歴史的建造物など指定文化財の保存修理を進めます。
- ② 歴史的建造物など指定文化財の公開と活用に努めます。

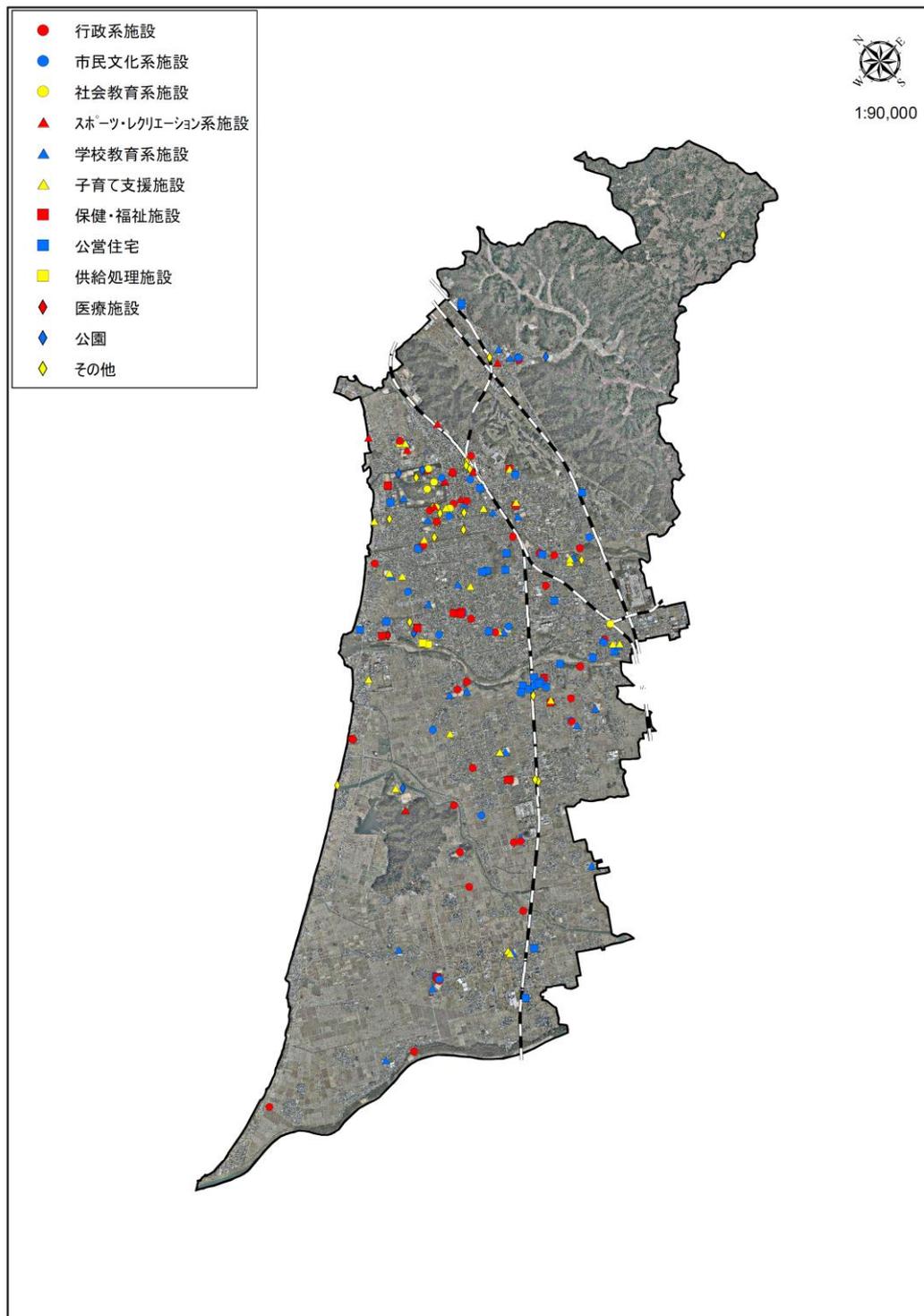
※32-36 巻末資料「用語解説」参照

5 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前項における公共施設等の基本的な方針のうち、特に施設類型の特性を踏まえるべき事項について以下のとおり施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。

今後は、以下に示す基本的な方針を踏まえた施設類型ごとの個別計画を策定し、これを行動計画として、安全・安心な公共施設マネジメントを推進していきます。

図 4-4 公共施設位置図



(1) 公共建築物

① 市民文化系施設

【概況】

- 対象とした市民文化系施設として、集会施設が 11 施設、10,230 m²、文化施設が 4 施設、24,754 m²の計 15 施設、34,984 m²あります。
- 上記の施設のうち、彦根市民会館は昭和 39 年の建築であり、すでに 50 年以上経過しています。また、耐震化整備も実施されていません。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|------|--|-------|-----------------------|
| 集会施設 | 鳥居本地区公民館、東地区公民館、西地区公民館、中地区公民館、南地区公民館、旭森地区公民館、河瀬地区公民館、稲枝地区公民館、男女共同参画センター、ひこね燦ばれず、農村環境改善センター | 11 施設 | 10,230 m ² |
| 文化施設 | 彦根市民会館、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター、高宮地域文化センター | 4 施設 | 24,754 m ² |
| 合計 | | 15 施設 | 34,984 m ² |

【基本的な方針】

- 集会施設については、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、老朽化が著しく大規模改修に多額のコストがかかるものや建替えが必要なものについては、他施設との複合化を図るなど、需要のある機能を損なわない形で建物を除却するなど検討します。
- 彦根市民会館以外の文化施設については、比較的建築年度も新しく耐震化基準も満たしており、長期にわたって利用が見込める建物であることから、将来の多機能化を見越して、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 文化施設のうち彦根市民会館については本庁舎耐震化整備事業の中で、教育委員会と上下水道部の事務所機能を本庁舎に戻す予定をしていることから、その後のあり方については早急に検討します。

② 社会教育施設

【概況】

- 対象とした社会教育系施設は、計 6 施設、9,180 m²あります。
- 上記の施設のうち、図書館は昭和 54 年の建築で耐震化整備も実施されていません。また、開国記念館も昭和 35 年の建築で 55 年経過しており、耐震化整備も実施されていません。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|------|---|-----|----------------------|
| 博物館等 | 夢京橋あかり館、俳遊館、高宮駅コミュニティーセンター、図書館、開国記念館、彦根城博物館 | 6 | 9,180 m ² |
| 合計 | | 6 | 9,180 m ² |

【基本的な方針】

- 社会教育施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状

況等进行分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。

- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

③ スポーツ・レクリエーション施設

【概況】

- ・ 対象としたスポーツ・レクリエーション施設として、スポーツ施設が4施設、6,013㎡、レクリエーション・観光施設が8施設、3,790㎡の計12施設、9,803㎡あります。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|---------------|---|-----|--------|
| スポーツ施設 | 稲枝地区体育館、弓道場、武道場、市民体育センター | 4 | 6,013㎡ |
| レクリエーション・観光施設 | 荒神山自然の家、いろは松駐車場便所、観光センター、観光案内所、鳥居本宿交流館、京橋口駐車場前休憩所、佐和山史跡公園観光トイレ、松原水泳場管理事務所 | 8 | 3,790㎡ |
| 合計 | | 12 | 9,803㎡ |

【基本的な方針】

- ・ スポーツ・レクリエーション施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等进行分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

④ 学校教育系施設

【概況】

- ・ 対象とした学校教育施設として、小・中学校が計24施設、157,661㎡、その他教育施設が1施設、2,969㎡の計25施設、160,630㎡あります。
- ・ 小・中学校施設については、これまで耐震化整備を優先的に進めてきた結果、すべての施設で耐震基準を満たしています。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|---------|---|-----|----------|
| 学校 | (小学校) 城東小学校、城西小学校、城南小学校、平田小学校、城北小学校、佐和山小学校、旭森小学校、城陽小学校、若葉小学校、金城小学校、鳥居本小学校、河瀬小学校、亀山小学校、高宮小学校、稲枝東小学校、稲枝西小学校、稲枝北小学校 (中学校) 東中学校、西中学校、中央中学校、南中学校、彦根中学校、鳥居本中学校、稲枝中学校 | 24 | 157,661㎡ |
| その他教育施設 | 学校給食センター | 1 | 2,969㎡ |
| 合計 | | 25 | 160,630㎡ |

【基本的な方針】

- ・ 今後も児童生徒の安全・安心な学習環境を確保していくため、計画的な維持管理により予防保全に努めつつ施設の長寿命化を図ります。
- ・ 老朽化が著しく大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、地域の生産人口をはじめ年少人口の現状や将来推計等を分析し、地域における学校の適正規模、適正配置について検討します。

⑤ 子育て支援施設

【概況】

- ・ 対象とした子育て支援施設として、幼保・こども園が 13 施設、10,477 m²、幼児・児童施設が 10 施設、4,253 m²の計 23 施設、14,730 m²あります。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|---------|--|-----|-----------------------|
| 幼保・こども園 | 彦根幼稚園、彦根幼稚園池州分園、高宮幼稚園、平田幼稚園、稲枝東幼稚園、旭森幼稚園、城北幼稚園、金城幼稚園、佐和山幼稚園、城陽幼稚園、西保育園、東保育園、ふたば保育園 | 13 | 10,477 m ² |
| 幼児・児童施設 | 子どもセンター、ふれあいの館、東山児童館、旭森小学校放課後児童クラブ室、稲枝東小学校放課後児童クラブ室、金城小学校放課後児童クラブ室、高宮小学校放課後児童クラブ室、若葉小学校放課後児童クラブ室、城南小学校放課後児童クラブ室、城北小学校放課後児童クラブ室 | 10 | 4,253 m ² |
| 合計 | | 23 | 14,730 m ² |

【基本的な方針】

- ・ 今後も児童生徒の安全・安心な教育環境、保育環境を確保していくため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・ 幼保・こども園については、老朽化が著しいものや、建替えが必要なものは、民間施設の設置状況や需要を分析し、必要があると判断される場合は、既存の幼稚園、保育園統合などによる認定こども園化を進めます。
- ・ 幼児・児童施設については、老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く必要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

⑥ 保健・福祉施設

【概況】

- ・ 対象とした保健・福祉施設として、高齢福祉施設が 10 施設、6,530 m²、障害福祉施設が 2 施設、1,493 m²、保健施設が 1 施設、2,600 m²、地域総合センターが 3 施設、1,347 m²、その他福祉施設が 2 施設、3,617 m²の計 18 施設、15,587 m²あります。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|----------|---|-----|-----------------------|
| 高齢福祉施設 | 屋内ゲートボール場、グループホームゆうゆう、デイサービスセンターきらら、ふたばデイサービスセンター、佐和山デイサービスセンター、南デイサービスセンター、北デイサービスセンター、北老人福祉センター、中老人福祉センター、南老人福祉センター | 10 | 6,530 m ² |
| 障害福祉施設 | 障害者福祉センター、子ども療育センター | 2 | 1,493 m ² |
| 保健施設 | 保健・医療複合施設 | 1 | 2,600 m ² |
| 地域総合センター | 人権・福祉交流会館、広野教育集会所、東山会館 | 3 | 1,347 m ² |
| その他福祉施設 | 福祉センター、福祉センター別館 | 2 | 3,617 m ² |
| 合計 | | 18 | 15,587 m ² |

【基本的な方針】

- ・ 保健・福祉施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に施設の利用ができるよう、ユニバーサルデザインに最大限配慮した施設整備に努めます。
- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

⑦ 行政系施設

【概況】

- ・ 対象とした行政系施設として、庁舎等が 10 施設、14,030 m²、消防施設が 32 施設、7,591 m²の計 42 施設、21,621 m²あります。
- ・ 上記のうち、本庁舎については建築後 40 年以上を経過しており、今後、耐震化整備を予定しています。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|------|--|-----|-----------------------|
| 庁舎等 | 本庁舎、庁舎別館、中央町仮庁舎、稲枝支所、河瀬出張所、亀山出張所、鳥居本出張所、高宮出張所、中藪倉庫、本町倉庫 | 10 | 14,030 m ² |
| 消防施設 | 消防本部・消防署、消防署南分署、消防署北分署、消防署犬上分署、消防団第 1 分団車庫、消防団第 2 分団車庫、消防団第 3 分団車庫、消防団第 4 分団車庫、消防団第 5 分団車庫、消防団第 6 分団車庫、消防団第 7 分団車庫、消防団第 8 分団車庫、消防団第 9 分団車庫、消防団第 10 分団車庫、消防団第 11 分団車庫、消防団第 12 分団車庫、消防団第 13 分団車庫、消防団第 14 分団車庫、消防団第 15 分団車庫、西沼波防災備蓄倉庫、中藪水防倉庫、防災行政デジタル無線山崎山中継局舎、東沼波水防倉庫、東沼波防災備蓄倉庫、金沢水防倉庫、開出今水防倉庫、鳥居本水防倉庫、須越水防倉庫、新海水防倉庫、宇曾川水防倉庫、河瀬水防倉庫、本庄水防倉庫 | 32 | 7,591 m ² |
| 合計 | | 42 | 21,621 m ² |

【基本的な方針】

- ・ 庁舎等については効果的・効率的な行政運営を今後も維持していくため、計画的な維持管理により予防保全に努めつつ施設の長寿命化を図ります。

- ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、今後も地域の需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- ・ 消防施設については、適切な維持管理に努め、市民生活の安全、安心の確保に努めます。

⑧ 公営住宅

【概況】

- ・ 対象とした公営住宅は、計 29 施設、39,039 ㎡あります。
- ・ 本市の公営住宅は、昭和 40 年代に建設された団地が多く、8 団地 289 戸あり、全体戸数の約 45%を占めています。また、40 年代以前に建設された団地も 3 団地 53 戸あり、全体的に老朽化した団地の占める割合が高くなっています。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|------|---|-----|----------|
| 公営住宅 | 稲枝西団地（新）・（旧）、高宮竹之腰団地、ブルーレイク八坂、和田東団地、和田西団地、芹川団地、東沼波団地、岡町団地、中藪団地、大東団地、肥田団地、馬場団地、里根団地（新）・（旧）、甲田団地、春日団地、堀団地、中島団地、広野第 1 団地、広野第 2 団地、開出今団地、正法寺団地、西今団地、西沼波住宅、高宮南住宅、改良西部団地、改良地区内団地、改良堀団地、 | 29 | 39,039 ㎡ |
| 合計 | | 29 | 39,039 ㎡ |

【基本的な方針】

- ・ 公営住宅、改良住宅の定期的な点検を実施し、予防保全的な維持管理を実施します。
- ・ 公営住宅、改良住宅の修繕・改善履歴データを整備し、維持管理に活用します。
- ・ 対症療法^{※37}的な維持管理から予防保全的な維持管理および耐久性の向上などを図る改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図ります。
- ・ 修繕標準周期を基準とした定期点検の実施、将来想定されるランニングコストの削減を考慮した予防保全的な維持管理によりライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・ 耐用年数の経過による施設の老朽化が著しく、新たな募集を停止している公営住宅については、用途廃止を検討します。

⑨ 供給処理施設

【概況】

- ・ 対象とした供給処理施設として、計 2 施設、9,743 ㎡あります。
- ・ ごみ処理施設、衛生処理場については、建築後 30 年以上を経過しており、経年使用に耐えられるよう定期整備や補修に努めていますが、老朽化も進んでいます。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|--------|--------------|-----|---------|
| 供給処理施設 | ごみ処理施設、衛生処理場 | 2 | 9,743 ㎡ |
| 合計 | | 2 | 9,743 ㎡ |

※37 巻末資料「用語解説」参照

【基本的な方針】

- ・ ごみ処理施設については、計画的な修理・補修を行っているものの、老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理や更新に努めます。
- ・ 衛生処理場については、適切な維持管理に努めます。

⑩ 医療施設

【概況】

- ・ 対象とした医療施設は、計 2 施設、40,415 m²あります。
- ・ 彦根市立病院は地域医療の中心的役割を担っていると同時に、本市をはじめ、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の 1 市 4 町より構成される湖東保健医療圏における唯一の公立病院となっています。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|------|--------------|-----|-----------------------|
| 医療施設 | 市立病院、休日急病診療所 | 2 | 40,415 m ² |
| 合計 | | 2 | 40,415 m ² |

【基本的な方針】

- ・ 医療施設については、今後も、安全性、信頼性の高い良質な医療を提供していくため、安全かつ効率的な施設維持管理に努めます。

⑪ その他

【概況】

- ・ 対象としたその他の施設として、駐車場、駐輪場が 8 施設、2,871 m²、公衆便所が 3 施設、105 m²、普通財産、その他が 13 施設、3,882 m²の計 24 施設、6,858 m²あります。

| 中分類 | 対象施設 | 施設数 | 延床面積 |
|----------|---|-----|----------------------|
| 駐車場、駐輪場 | 京橋口駐車場、本町駐車場、JR 河瀬駅前西口自転車駐車場、JR 河瀬駅前東口自転車駐車場、高宮駅前自転車置場、鳥居本駅前自転車置場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場 | 8 | 2,871 m ² |
| 公衆便所 | 外馬場公園公衆便所、彦根駅前公衆便所、本町公衆便所 | 3 | 105 m ² |
| 普通財産、その他 | 八景亭、城西会館、旧消防団第 2 分団車庫、広野町農業用施設、旧養護老人ホーム「金亀荘」、芹橋 1 丁目西公舎、芹橋 2 丁目公舎、失対プラント置場、男鬼町自然の家、旧消防団第 8 分団車庫（詰所）、漁船管理施設、旧湖城荘、中央駐車場管理人室 | 13 | 3,882 m ² |
| 合計 | | 24 | 6,858 m ² |

【基本的な方針】

- ・ 駐車場、駐輪場については、指定管理者の運営状況等から、利用状況と維持管理コストのバランスを分析し、期間満了に際して業務範囲等を必要に応じて見直すなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。
- ・ 公衆便所については、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的な管理の検討に努めます。
- ・ 普通財産、その他については、有効活用できるものは適切に維持管理し、行政目的のないもの

は必要に応じて除却し、または売却するなどの処分を進めます。

(2) 都市基盤施設

① 道路・橋りょう(農道、林道を含む)

【概況】

- ・ 道路、トンネル等の施設に対する維持管理については、定期的なパトロールを実施するなど、危険箇所の早期発見、早期対応に努めています。
- ・ 橋りょうの維持管理については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化を図っていく必要があります。

【基本的な方針】

- ・ 道路については、誰もが安心して通行できるよう、適切な維持管理に努めます。
- ・ 橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、点検等により予防的な修繕や計画的な架け替えを行うことで、橋りょうの長寿命化を図るとともに、将来に係る費用の縮減を行います。
- ・ トンネル等の施設については、現状診断により不良箇所を抽出し、予防的な修繕を行うとともに、施設の長寿命化計画により効率的・効果的な維持管理を行い、コスト縮減に努めます。

② 上水道施設

【概況】

- ・ 平成 25 年度末現在、管路延長 776,618m となり、ほぼ全市域への給水が可能となっています。
- ・ 縮小する財政基盤を前提とした上で、安定給水に取り組むとともに、老朽施設の更新や耐震対策など重要な施設の建設改良については、優先順位を的確に設定し、中長期にわたって計画的に進める必要があります。

【基本的な方針】

- ・ 安全で良質な水道水を供給するとともに、水道施設の機能を安定的に維持するため、管理体制の充実に努めます。

③ 下水道施設

【概況】

- ・ 昭和 56 年度の事業着手以来 30 年近く経過し、普及率は平成 26 年度末で 79.4% となっています。今後、流域下水道の整備については、社会状況の変化を踏まえつつ、効率的に行われることが求められています。
- ・ 公共下水道管渠の整備延長は平成 25 年度末現在、521,039m となっています。今後さらに施設のストックが増大していく中で施設機能を十分に発揮させるため効率的な維持管理対策が求められています。

【基本的な方針】

- ・ 事業着手当初に建設した管渠の損傷や劣化が懸念されており、供用開始管渠の適正な維持管理に努め、下水道機能を十分に発揮させるとともに、宅内配水設備の計画確認、検査と併せ不明水の解消に努めます。
- ・ 快適な農村環境を創造するため、農業集落排水事業の管渠・施設の維持管理に努めます。

④ 公園

【概況】

- ・ 都市公園については、85 か所、総面積 86.2ha となっています。また、その他の公園として、都市計画法の開発行為で設置された公園、ポケットパーク等が 238 か所、総面積 5.8ha となっています。
- ・ 都市公園および宅地開発等で設置された開発公園については、適切で経済的な管理運営を図っていく必要があります。

【基本的な方針】

- ・ 都市公園、開発行為で設置された公園等が常に快適・安全な状態で公園機能の増進が一層図られるよう、適切で経済的な管理運営を図っていきます。
- ・ 老朽化などにより公園施設の改築が必要な公園において、長寿命化計画等に基づき、順次整備を実施します。

第5章 マネジメントの推進体制

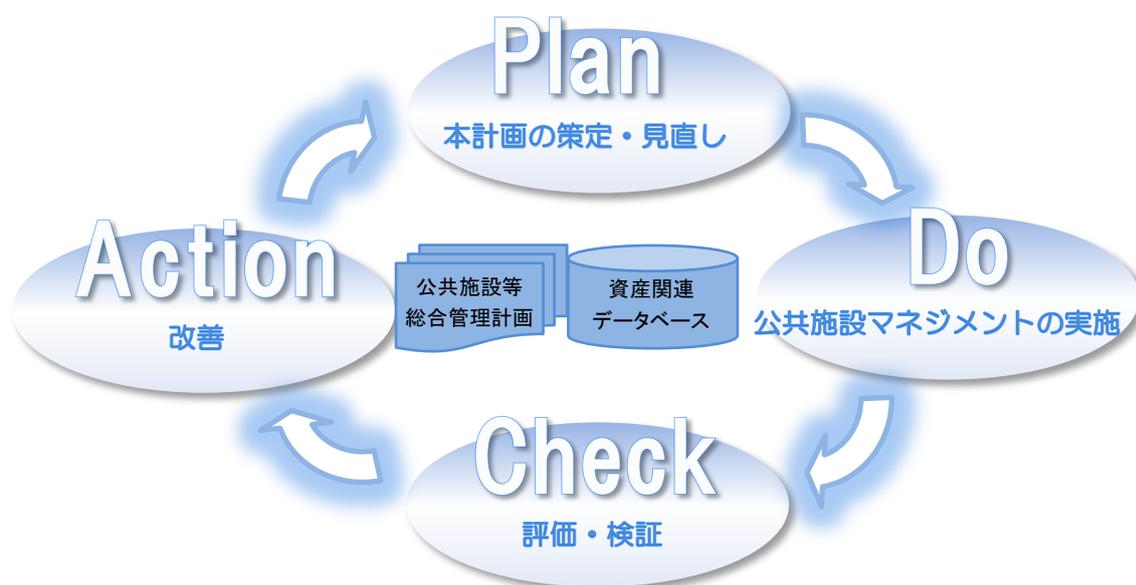
1 情報管理および共有方策

- ・ 全庁的に効率的・効果的な公共施設の管理を行うため、保有する公共施設等の情報の一元管理体制を整え、情報共有を図っていきます。また、これらの一元化された情報を基に、関連部署との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

2 フォローアップの実施方針

- ・ 今後の公共施設の総合的な管理を推進するため、基本的な方針に基づき施設類型ごとに具体的な行動計画を策定し、実施していきます。
- ・ 本計画および行動計画をさらに効果的に推進するために、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル^{※38}を活用し、10年の計画期間ごとに見直しを行っていきます。

図5-1 PDCAサイクルのイメージ



※38 巻末資料「用語解説」参照

卷 末 資 料

用語解説

用語解説

| アルファベット | | |
|--------------|--|----|
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| P F I 方式 | <p>Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略です。</p> <p>公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法を言います。</p> | 33 |
| P D C A サイクル | <p>PLAN (計画) → DO (実行) → CHECK (評価) → ACTION (見直し) の作業を繰り返しながら、継続的に改善するための経営管理手法で、指標や数値を用いて、施策や事業の進捗状況や成果を評価し、課題や解決方法の検討をするための仕組みです。</p> | 38 |
| あ | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| 一般財源 | <p>地方公共団体の歳入の用途による分類に基づくものであり、その用途が特定されていないものを言います。</p> <p>主なものとして、地方税、地方交付税などが挙げられます。</p> <p>なお、用途が指定されているものは特定財源と言います。</p> | 12 |
| インフラ長寿命化基本計画 | <p>老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、同年 11 月にとりまとめられた計画です。</p> <p>この計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。</p> | 30 |
| か | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| 供用 | <p>一定の目的のために提供すること、使用に充てることを言います。</p> | 14 |
| 繰出金 | <p>一般会計と特別会計または特別会計間において、予算の相互充用のために支出される経費です。</p> | 3 |
| 更新 | <p>一般に老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することを言います。</p> <p>なお、本計画においては、既存施設の大規模改修と建替えのことを指します。</p> | 1 |
| 公共施設マネジメント | <p>公共施設を対象に、経営的な視点から総合的かつ総括的に企画、管理、運営を行うことです。</p> | 6 |
| 高度経済成長期 | <p>日本では昭和 29 年 12 月から昭和 48 年 11 月までの経済規模が飛躍的に成長した時期を指します。</p> | 7 |
| 更生工法 | <p>劣化・損傷した既設管を利用し、その機能を回復させる工法のことです。</p> | 21 |
| 国庫支出金 | <p>国が地方公共団体に対して交付する支出金のうち、その用途が特定されているものを言います。</p> <p>よって、地方交付税など、用途が特定されていないものは、これに含まれません。</p> | 27 |

| さ | | |
|---------|--|----|
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| 財政調整基金 | 地方公共団体において、年度間の財政不均衡を調整するために積み立てられた積立金のことです。 経済情勢の変化や災害等による大幅な収入減少や支出の増加等に備え、決算において実質収支が生じた場合、積み立てを行っているものです。 | 28 |
| 少子高齢化 | 出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことにより、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まることです。 | 4 |
| 事後保全 | 施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法です。 | 29 |
| 受益者負担 | 特定の公共事業に必要な経費に係る財源の一部に充てるため、その事業によって特別の利益を受ける人々から、その受ける利益の程度を考慮しつつ課徴する負担金のことです。 | 31 |
| 指定管理者制度 | 市の認定を受けた「指定管理者」が公の施設を管理する制度です。指定管理者は民間事業者やNPO法人などの団体から、市議会の決議を経て市が指定します。 | 32 |
| 生産年齢人口 | ⇒年齢階層別人口 | 25 |
| た | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| 大規模改修 | 大きな建造物の基本性能（安全性、衛生性および快適性）を維持するために定期的（10～30年ごと）に実施される修繕のことです。 | 11 |
| 耐用年数 | 機械・設備などの、経済的に使用可能な見積期間のことです。 | 16 |
| 対症療法 | 根本的な対策とは離れて、表面に表れた状況に対応して物事を処理することです。 | 37 |
| 長寿命化 | 建物を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、長期間建物を使用することです。 | 5 |
| 投資的経費 | 公共建築物や都市基盤施設などの社会資本の整備に要する経費のことです。 | 13 |
| な | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| 年齢階層別人口 | 65歳以上の人口を老年人口、15歳～64歳の人口を生産年齢人口、15歳未満の人口を年少人口とする区分です。 | 22 |
| 年少人口 | ⇒年齢階層別人口 | 24 |
| 延床面積 | 建築物の各階の床面積の合計のことを言います。 | 8 |
| は | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| ピクトサイン | 「ピクトグラム」または「案内用図記号」とも言います。 一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つです。 | 35 |
| 普通会計 | 地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に区分経理されますが、各団体の会計区分は一律ではないため、地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点か | 10 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| | ら、統計上統一的に用いられている会計区分のことです。 | |
| 布設替え | 劣化した水道管を新しいものに取り換えることです。 | 20 |
| 法定耐用年数 | ⇒耐用年数 | 17 |
| や | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| やさしい日本語 | <p>普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した簡単な日本語のことです。</p> <p>平成7年の阪神・淡路大震災において、日本語を十分に理解できない外国人がたくさん被害を受けたことをきっかけとして、災害発生時にできるだけ早く正しい情報を得られ、適切な行動を取れるように考え出されました。</p> | 36 |
| ユニバーサルデザイン | 障害のある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などデザインをすることです。 | 34 |
| 予防保全 | 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法です。 | 15 |
| 予測保全 | 対象物の損傷や劣化の兆候から今後の状態を予測し、予防的な修繕を図る管理手法です。「予知保全」または「状態監視保全」とも言います。 | 19 |
| ら | | |
| 用語 | 解説 | 脚注 |
| ランニングコスト | 建物・装置などを維持・管理・稼動するための費用のことです。 | 2 |
| ライフサイクルコスト | 施設等の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額です。 | 18 |
| 臨時財政対策債 | <p>地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債です。</p> <p>国が地方に対して交付する地方交付税の財源が不足した場合、従来は国が国債を発行して不足分を補填していましたが、国の借入金が増加している状況等を踏まえ、平成13年度から、これを国と地方で折半し、補填するというルールが導入されたことに伴い、特例として設けられたものです。</p> | 26 |
| 老朽化 | 年数の経過に伴い、躯体や構成材が物理的あるいは化学的に劣化することです。 | 9 |
| 老年人口 | ⇒年齢階層別人口 | 23 |